

令和4年度

# 富山県の提案・要望

本県の行政諸施策の推進につきましては、日頃格別の御高配を賜り感謝申し上げます。

つきましては、令和4年度予算編成にあたり、別紙提案・要望について、格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年5月

富山県知事 新田八朗

富山県議会議長 五十嵐務

## 目 次

1	地方創生・人口減少対策の推進について……………	1
2	地方大学の振興及び若者雇用について……………	2
3	「働き方改革」の実現に向けた取組みの強化について ……	3
4	移住・U I J ターン就職の促進と人材の確保の充実について…	4
5	国土強靱化と地方創生のための「日本海国土軸」 の形成について……………	5
6	国民保護及びテロ対策の推進等について……………	6
7	中山間地域の活性化について……………	7
8	総合的な少子化対策の推進について……………	8
9	北方領土の早期返還に向けた外交交渉の推進と 次世代後継者の積極的な育成について……………	9
10	地方分権改革の推進について……………	10
11	地方消費者行政の推進のための支援の充実について……………	11
12	通学路等における子供の安全確保のための 取組の推進について……………	12
13	初動対応力・機動力の強化に向けた取組の推進について…………	13
14	犯罪被害者等支援の推進・充実について……………	14
15	「連携中枢都市圏」への支援について ……	15
16	地方分権実現のための安定した地方税財政制度等 の確立について……………	16
17	デジタル・トランスフォーメーションの加速化について…………	17
18	デジタル・トランスフォーメーションの 基盤となる5Gの整備促進について……………	18
19	外国人材活躍・多文化共生の推進について……………	19
20	地震防災対策をはじめとする自然災害対策の 充実・強化について……………	20
21	個に応じたきめ細かな指導の充実等に向けた 教職員定数改善等について……………	21
22	G I G A スクール構想に基づく I C T 教育の充実について…	22
23	特別支援教育等と生徒指導の充実について……………	23
24	学校における働き方改革の推進について……………	24
25	独立行政法人教職員支援機構の研修機能移転 の拡充について……………	25
26	私立学校の振興について……………	26
27	「国際工芸アワードとやま」への支援について ……	27
28	地方から世界に発信する芸術文化の振興について……………	28
29	「近世高岡の文化遺産群」の世界文化遺産登録 の推進等について……………	30
30	ユネスコ無形文化遺産等の魅力発信への支援について……………	32
31	「立山・黒部－防災大国日本のモデル－」の 世界文化遺産登録の推進等について……………	34
32	富山型デイサービス（共生型サービス）の全国への 普及による地域共生社会の構築について……………	36
33	医療・介護連携による地域包括ケアの推進 など高齢者施策の充実について……………	37
34	発達障害児者への支援の充実について……………	38
35	障害のある人のニーズに即した福祉施策の充実について…………	39
36	医療提供体制の改革について……………	40

37	がん対策の推進について	41
38	健康寿命延伸対策の充実について	42
39	医薬品産業の振興について	43
40	食中毒被害者に対する支援策の実施など 食品の安全安心の確保について	44
41	農業の持続的な発展に向けた施策の強化について	45
42	地方の実情に即した水田農業政策の充実について	46
43	農林水産物等の輸出促進について	47
44	農山村地域等の振興対策、鳥獣被害防止対策等 の推進について	48
45	農業農村整備事業の推進について	49
46	森づくりの推進と森林整備法人への支援継続について	50
47	水産業振興対策の推進について	51
48	イノベーションの創出とデジタル・トランスフォーメーション による産業の高度化について	52
49	電力の安定供給の確保と総合的なエネルギー 政策の推進について	53
50	中小企業・小規模企業の活性化の推進について	54
51	創業・ベンチャーの支援について	55
52	環日本海・アジア地域・米国等との経済交流及び 物流の活性化について	56
53	デザインの振興について	57
54	中心市街地と商店街の活性化について	58
55	富山きときと空港における航空ネットワークの 充実と冬季就航率の向上について	59
56	北陸新幹線の整備促進について	60
57	並行在来線への支援及び地域鉄道等の維持・活性化について	62
58	地域におけるバス路線等の地域公共交通への 支援の充実について	63
59	都市基盤整備の推進について	64
60	地方創生や国土強靱化に向けた道路整備の促進について	66
61	東海北陸自動車道の全線四車線化について	68
62	災害につよく強靱な県土づくりに向けた 防災・減災対策の推進について	70
63	利賀ダムの建設促進について	72
64	ダイオキシン類対策について	73
65	「国際拠点港湾」伏木富山港の機能強化等について	74
66	総合的な空き家対策の推進について	76
67	「立山黒部」の高付加価値化の推進について	77
68	戦略的な観光地域づくりの推進について	78
69	国際・広域観光の振興について	79
70	循環型社会の形成に向けた廃棄物・リサイクル 対策の推進について	80
71	カーボンニュートラルの実現に向けた省エネルギー・再生可能 エネルギー対策や新エネルギー資源開発の推進について	81
72	環日本海地域の環境保全施策（漂着ごみ、 生物多様性、PM2.5対策等）の推進について	82
73	自然環境保全施策（国立公園の施設整備、 野生鳥獣管理）の推進について	83
74	原子力防災対策の強化について	84

# 1 地方創生・人口減少対策の推進について

(内閣官房、内閣府、国土交通省、経済産業省、総務省、財務省、厚生労働省)

新型コロナウイルス感染症の拡大により、各地域は大きな打撃を受けたが、今後、国と地方とが一体となって、さらなる感染の防止とともに、再び地域の経済・社会を活性化させ、ビヨンドコロナ時代の新たな地方創生の実現に向けて取組みを強化していく必要がある。

富山県としては、「第2期とやま未来創生戦略」に基づき、県民の知恵と力を結集し、本県の自然、文化、産業など、各地域の特色・強みを活かした持続可能で活力ある未来を創造し、ひいては日本創生の一翼、一端を担いたいと考えており、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 地方が実施する地方創生に資するSDGs達成やSociety 5.0の推進に向けた取組みを支援すること
- 2 地方財政計画の「まち・ひと・しごと創生事業費（1兆円）」を継続・拡充し、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源を十分確保すること
- 3 地方創生の取組みを深化させるための交付金について、
  - (1) 全体予算額を少なくとも1,000億円以上とし、所要額を十分確保すること
  - (2) 複数年度にわたる施設整備事業の採択事業数の拡大や国予算枠の拡充、企業版ふるさと納税併用事業のインセンティブ拡充など、柔軟な運用が可能となるよう制度の改革・拡充を図ること
  - (3) 申請方法・審査基準等に関するきめ細かな情報提供など、自治体による交付金の活用を一層促進するために必要な支援を行うこと
- 4 東京一極集中や地域間格差は、個々の自治体の努力だけでは解決できない構造的な問題でもあり、国において、国土構造の変革のために思い切った政策を展開すること
- 5 移住・起業支援金や女性・高齢者・障害者・就職氷河期世代等の新規就業支援等の取組みを引き続き実施し充実させること
- 6 地方拠点強化税制については、継続はもとより、雇用促進税制の税額控除の大幅拡充や支援対象として移転に関連する施設（職員住宅・社員寮など）の追加など制度をより充実させること

## 2 地方大学の振興及び若者雇用について

(内閣官房、内閣府、経済産業省、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省)

富山県では、医薬品分野で産学官が連携して取り組む「くすりのシリコンバレーTOYAMA」創造コンソーシアムによるプロジェクトが、国の地方大学・地域産業創生交付金の対象に選定されており、早期事業化に向けた取組みを鋭意進めている。

今後とも、地方が地元大学を中心とした地域の中核的な産業の振興の促進や専門人材の育成・確保により地方創生を実現するため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 「くすりのシリコンバレーTOYAMA」創造コンソーシアムが取り組むプロジェクトなど、産学官連携による取組みを重点的に支援する「地方大学・地域産業創生交付金」については、引き続き、所要額を確実に確保すること
- 2 若者の地元就職や地方の大卒新卒採用充足率の向上を目的とした「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業」について、予算額の拡充を図ること
- 3 魅力的な地方大学の実現、地域の雇用の創出・拡充により、若者の地方への定着を推進するため、地域の特色・ニーズ等を踏まえ、大胆な大学改革に取り組むこと
- 4 Society5.0の実現に向けて人材育成を図るため、教育・研究環境のデジタル化・リモート化、データサイエンス教育の推進などの取組みに対する支援の充実

### 3 「働き方改革」の実現に向けた取組みの強化について

(内閣官房、内閣府、文部科学省、厚生労働省、総務省)

長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方、仕事と生活の調和、労働生産性の向上など働き方改革を推進し、誰もがいつでも学び直すことができ、生きがいを持って活躍できる社会環境を整えることが重要である。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

#### 1 働き方改革の推進に係る取組みへの支援

- (1) 同一労働同一賃金の適用による非正規労働者や在職者の処遇改善や長時間労働の是正など働きやすい職場環境づくりに向けた取組みへの支援の充実
- (2) サテライトオフィス勤務や、フレックスタイム、テレワークなど多様で柔軟な働き方の推進への支援の充実及び副業・兼業の普及啓発の推進
- (3) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・公表及びその実施に係る支援の継続・充実

#### 2 多様な働き手の活躍促進への支援

- (1) 労働者の主体的な能力開発や生産性向上に取り組む企業を支援するため、人材開発支援助成金の拡充及び地域の産業構造を踏まえた企業と大学等が連携した学び直しの講座への支援などリカレント教育の充実
- (2) 民間委託訓練コースにおける、訓練実施経費の上限額及び就職支援経費の引上げ
- (3) 地域女性活躍推進交付金総額の大幅拡充など、女性の人材育成・キャリアアップ、再就職支援等の女性の活躍推進に向けた取組みへの支援の充実

---

## 4 移住・U I Jターン就職の促進と人材の確保の 充実について

(内閣府、総務省、国土交通省、厚生労働省)

---

富山県では、国の地方創生を最大限に活かし、首都圏をはじめとする大都市圏の若者や女性などの移住・U I Jターン就職の促進、高度専門人材を含めた本県企業が必要とする人材の確保、地域活性化や多様な人材の確保につながるサテライトオフィスの誘致や関係人口の創出・拡大の取組みを一層進めていくこととしている。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 テレワークなど新しい働き方の拡大を踏まえて
  - (1) 地方へのサテライトオフィスの誘致・開設に向けた取組みへの支援
  - (2) 関係人口の創出・拡大に向けた地方の取組みへの支援
  
- 2 地方への移住・U I Jターン就職の促進のため、移住・起業支援金制度の首都圏での周知・広報を強化するとともに、首都圏等から地方へ人を呼び込むための施策を積極的に展開できるよう、地方創生推進交付金など財政措置の拡充強化を図ること
  
- 3 プロフェッショナル人材事業の財源確保

## 5 国土強靱化と地方創生のための「日本海国土軸」の形成について

(内閣官房、国土交通省、経済産業省、総務省、農林水産省)

日本海沿岸地域は、豊かな自然や文化、優れた人材に恵まれるなど、極めて高い発展の可能性を有している。また、対岸諸国に対し地理的優位性を有し、環日本海・アジア諸国との経済・文化等の交流が活性化し、環日本海交流圏の形成が進みつつある。

しかし、太平洋沿岸地域に偏った一極一軸型の国土構造は是正されず、日本海沿岸地域と太平洋沿岸地域の格差解消は大きな課題である。

については、太平洋側のリダンダンシーの確保、災害に強い多軸型の国土づくり、地域経済の発展、東京一極集中の是正の観点から、日本海沿岸地域を戦略的に位置付け、道路・港湾・空港などの社会資本整備等による「日本海国土軸」の形成を早急に進めるため、次の事項の実現について格段の配慮を願いたい。

- 1 北陸新幹線の金沢・敦賀間の令和5年度末までの確実な開業、敦賀・大阪間の環境アセスメントの速やかな推進と着工5条件の早期解決による令和5年度当初の着工、大阪までの早期全線整備
- 2 東海北陸自動車道の全線4車線化など太平洋側と日本海側をつなぐ高規格道路等の整備促進
- 3 新湊地区 中央岸壁の大水深化や伏木地区 北防波堤・富山地区 2号岸壁の老朽化対策等、「国際拠点港湾」伏木富山港の機能強化
- 4 富山―羽田便の便数維持及び利便性向上、関西・九州・沖縄などへの新規路線開設、国際路線の開設及び利用促進並びにLCC・リージョナルジェットの利用等の国内外の航空ネットワークの充実による富山きときと空港の機能強化
- 5 日本海沖のメタンハイドレート等海洋エネルギー資源の開発や水素エネルギー活用の促進などエネルギー基盤整備の推進
- 6 日本海沿岸地域を「日本海国土軸」の形成や「環日本海交流」の推進、更には自然、文化、産業が調和した「緑の国土軸」としても創生するため、森林等の緑地資源や自然・文化資源の保全・活用、都市との交流連携、地方への移住の促進を図る施策の推進

## 6 国民保護及びテロ対策の推進等について

(内閣官房、総務省、厚生労働省)

国民保護制度が対象とする武力攻撃事態等は、国の外交政策、防衛などと密接に関連するものであり、現行法制も、国が基本的な責任を担うべきことを明示するなど、国の役割・責任は極めて重い。

また、北朝鮮によるミサイル発射や核実験の実施など、その脅威は依然として存在しており、挑発行為などがあった場合、国が覚知した緊急情報について迅速かつ的確に伝達される必要がある。

県・市町村は国が定めた基本方針に基づいて、国民保護計画を策定し、住民への普及啓発、訓練などに取り組んでいるところであるが、国民の間の国民保護に対する認知度は依然として低い状況にある。

また、これまで国との共同による訓練を毎年開催しており、令和3年度は国との共同による図上・実動訓練を実施する予定であるなど、国民保護訓練に積極的に取り組んでいるところであるが、今後より一層、対応力の向上に努めることが重要である。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 国民の理解と協力を得るための普及啓発の推進
- 2 これまでの国と都道府県による国民保護共同訓練の成果をふまえたマニュアルの整備や技術的助言など、地方において実施する国民保護訓練への一層の支援
- 3 NBC攻撃に対処するための大型除染システム等の資機材整備や天然痘ワクチン等の備蓄の充実

## 7 中山間地域の活性化について

(内閣官房、内閣府、総務省、農林水産省、文部科学省、国土交通省、環境省)

山村過疎地域等を含めた中山間地域（以下「中山間地域」）は、県土の保全や水源の涵養などの多面的機能を有する本県の貴重な財産である。一方で、少子・高齢化や都市部近郊への人口流出、産業の衰退による地域社会の活力低下、農林業の担い手不足による耕作放棄地の増加、さらには、買い物や交通といった生活機能の低下など、集落の維持が深刻な状況に直面している。

このため、県では「中山間地域における持続可能な地域社会の形成に関する条例」に基づき、中山間地域創生総合戦略を策定し、総合的な対策に取り組むこととしている。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 中山間地域において、生活物資や移動手段の確保、医療、防災、除雪などの住民の安全・安心な暮らしが維持されるよう、県や市町村等が行う各種施策に対して、国が責任をもって財政措置を講じること
- 2 中山間地域のコミュニティの維持・活性化に向け、住民主体での地域の未来像を話し合う取組みとともに、集落支援員の設置・活動支援や地域づくりを支える人材の確保・育成に対する財政措置を充実させること
- 3 中山間地域において農業生産や棚田等の保全活動が持続的に行われるよう、イノシシによる畦畔や水路等の掘り起こし被害の復旧に係る加算措置の新設を含めた中山間地域等直接支払交付金の予算を確保し十分に配分すること
- 4 グリーン・ツーリズムや滞在型・体験型観光、「子ども農山漁村交流プロジェクト」等の交流人口拡大施策に対する財政措置を充実させること
- 5 将来的な中山間地域における物流の多様性を確保するためにも、無人航空機の有人地帯における目視外飛行の実現に向けた環境整備を行うこと

## 8 総合的な少子化対策の推進について

(内閣府、厚生労働省、文部科学省、総務省)

本県においては、子育て支援・少子化対策条例に基づき、地域が一体となって、結婚から妊娠・出産、子育てまでの一貫した切れ目のない少子化対策に取り組んでいるところであり、こうした地域の実情に即した総合的な少子化対策の取組みが、円滑に推進できるよう、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 地域の実情に応じた少子化対策、子育て支援を行うため、
  - (1) 教育・保育の質の向上や量の拡充に資する子ども・子育て支援新制度の完全実施に向けた1兆円超の財源の確保
  - (2) 放課後児童クラブや病児保育等の補助制度の拡充など地域子ども・子育て支援事業の充実
  - (3) 保育所等の整備や保育士等の人材確保・定着への支援の拡充
  - (4) 地域少子化対策重点推進交付金の拡充など、結婚から妊娠・出産、子育てまでの一貫した切れ目のない少子化対策の実施に対する支援の継続・充実
- 2 生まれ育った環境に左右されることなく、子どもたちが健やかに育つため、
  - (1) 児童相談所や市町村の体制・専門性の強化に係る財政措置などの支援の充実・強化
  - (2) 里親委託や、児童養護施設等の多機能化・小規模化など、県が策定する社会的養育推進計画に基づく取組みに対する財政支援などの充実・強化
  - (3) ひとり親家庭等に対する教育・経済・生活・就労支援の強化、子どもの貧困対策への財政支援などの充実・強化
- 3 子育て家庭や子どもを望む家庭の経済的負担を軽減するため、
  - (1) 必要な安定的財源を国の責任で確保した上で、0歳から2歳児の保育料無償化の対象拡大
  - (2) 子どもの新たな医療費助成制度の創設及び国民健康保険制度の国庫負担減額調整措置を未就学児に限らずすべて廃止
  - (3) 健康保険適用外の不妊・不育症治療への経済的負担軽減
- 4 企業における子育てしやすい職場環境の整備を促進するため、
  - (1) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・公表及びその実施に係る支援の継続・充実
  - (2) 男性の家事・育児参画や育児休業等の取得促進に向けた支援の継続・充実、機運の醸成、働き方改革の推進
  - (3) 不妊治療の治療日数に応じた休暇制度や時間単位年次有給休暇の企業への導入促進

## 9 北方領土の早期返還に向けた外交交渉の推進と次世代後継者の積極的な育成について

(内閣府、外務省、文部科学省)

北方領土は、私たちの祖先が切り拓いた我が国固有の領土であり、日ロ両国間の真の友好関係を樹立するためにも早期に解決しなければならぬ極めて重要な課題である。

とりわけ本県は、歯舞群島等での昆布漁の漁場開発に取り組んだことから、北方四島からの引揚者が北海道に次いで多く、その早期返還は県民の悲願である。しかし、戦後75年が経過してもなお解決に至っておらず、最近の外交交渉においても、残念ながら、具体的な進展は見られない。

元島民の高齢化が進むなかで、本県では昨年度に元島民の方々の念願であった「富山県北方領土史料室」を整備し、次の時代を担う後継者の育成を図るとともに、史料の散逸防止や元島民の証言等の伝承に努めることとしている。

領土問題の解決には、国民世論の結集や国民同士の対話と交流の積み重ねが重要であることから、国におかれては、早期返還に向けて、着実に外交交渉を進められるとともに、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 早期返還に向けた毅然とした外交の推進と返還要求運動の更なる充実並びに国民世論・国際世論の高揚を図るための啓発等の強化
- 2 北方領土教育の一層の充実や青少年交流の拡大など次世代後継者の積極的な育成
- 3 国の四島交流事業における本県関係者の継続的な訪問や出入域手続の簡素化

## 10 地方分権改革の推進について

(内閣府、総務省)

地方分権改革については、これまでの累次にわたる一括法の成立により、国から地方への事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直しなど、その具体化に向けた取組みが進められている。

こうした取組みの推進にあたっては、地方の実情を十分に反映し、地方の自立と地域間格差の是正のバランスのとれた、真に国民の幸せにつながる地方分権が推進されるような措置が適切に講じられる必要がある。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 地方分権改革の推進において、地方の提案により事務移譲などの制度改正を進める「提案募集方式」については、地域の声を尊重し着実に実行すること  
また、既に見直しが実施された項目についても、従うべき基準を参酌基準化するなど、さらなる見直しを行うこと
- 2 「国と地方の協議の場」の運営にあたっては、地方に関する重要施策が、十分な協議のないまま実行されることがないように、時機を逃さず弾力的に開催し、地方の意見を適切に反映させるよう努めるとともに、地方の実情を踏まえた政策を立案、推進するため、地方税財政や社会保障などの特に重要なテーマについては分科会を設置すること

## 11 地方消費者行政の推進のための支援の充実について

(消費者庁、総務省)

本県では、地方消費者行政強化交付金等を活用し、市町村と連携して消費生活相談窓口の機能強化を図るとともに、「富山県消費者教育推進計画」に基づき、環境教育や特殊詐欺未然防止など喫緊の課題をはじめ、持続可能な社会の実現に向けた食品ロス削減やエシカル消費の推進等、消費者教育・啓発活動に重点的に取り組んでいるところである。

今後、高齢化の進展や、成年年齢の引下げに伴い、高齢者や社会経験の少ない若年層の消費トラブルの増加が懸念されており、相談窓口の強化や、高齢者や若者に対する消費者教育を一層進めていく必要がある。

については、地方における消費生活相談体制の充実・強化や、消費者教育の展開により消費者行政を一層推進するため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

**地方消費者行政強化交付金の継続等引き続き必要な財源措置を講ずるとともに、制度の改善を図ること**

- 1 強化石業の対象については、国として取り組むべき重要な消費者政策に限られていることから、地方の実情に応じて柔軟に活用できるよう用途の拡充や補助率の嵩上げを図ること
- 2 推進事業に必要な予算を十分に確保するとともに、個別事業ごとに設けられた活用期間の延長や支出限度額の撤廃等を図ること

## 12 通学路等における子供の安全確保のための 取組の推進について

(警察庁、文部科学省)

本県では一昨年、子供の安全確保と地域防犯力の強化に関する有識者会議を開催し、パトロール活動の充実強化や地域安全インフラの構築などについて提言を受けたところである。また昨年、富山県警察の機能強化を考える懇話会を設置し、本年2月には、地域警察活動の充実を図るため移動交番車の積極展開を図ることなどについて提言を受けたところである。

今後、これらの提言を踏まえ、防犯や交通安全における具体的な施策に反映させていくため、市町村や関係機関・団体と一層の連携・強化を図りながら様々な取組を推進していくこととしているが、国においても、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 地域警察活動の充実強化を図るため、移動交番車両及び無線警ら用車両の増強配備
- 2 通学路等における歩行者の安全確保のため、信号灯器のLED化、制御機の更新など交通安全施設の高度化更新
- 3 学校や通学路における子供の安全確保のため、安全教育を促進する施策の充実及び財政支援の拡充
- 4 公立学校の安全体制を確保するため、防犯対策の施設整備に対する財政支援の充実

## 13 初動対応力・機動力の強化に向けた取組の推進について

(警察庁)

本県警察では、老朽化が著しい交通機動隊庁舎を国道へのアクセスがよい富山市内の県有地に移転し、富山県警察機動センターとして整備することとしている。同センターは、新たに設置する機動警ら隊の拠点としても活用し、事案発生時における十分な初動対応力・機動力を確保するほか、集中的なパトロールや交通指導取締による警察署への支援強化を行うこととしており、令和3年度から建設工事に着手することとしている。

また、近年、凶器を使用した事件現場への出動、高齢行方不明者の捜索活動等、警察犬出動のニーズがある一方で、嘱託警察犬指導者の後継者不足に伴う警察犬数の減少が深刻化している現状にあることから、同センターの隣接地において犬舎を整備し、直轄警察犬導入による一層効果的な運用を図る必要がある。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 富山県警察機動センターの新築整備にかかる財源措置
- 2 国直轄事業の警察犬及び犬舎その他必要な施設等の整備

## 14 犯罪被害者等支援の推進・充実について

(警察庁、内閣府)

犯罪のない誰もが安心して暮らせる社会の実現は、国民すべての願いであるが、ある日突然、犯罪や交通事故等に巻き込まれるといった事件が後を絶たず、犯罪等の被害者やその家族、遺族の多くは、様々な困難に直面することが少なくない。

このため、本県においては、平成29年4月に施行された「富山県犯罪被害者等支援条例」に基づき、関係機関等との連携の下、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進しているが、多種多様な犯罪による被害者等に対して適切な支援を行うためには、被害者支援に関する専門的な知識や技能を有する人材の育成が必要である。

また、平成30年3月、「性暴力被害ワンストップ支援センターとやま」を開設し、「第5次男女共同参画基本計画」及び、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、性暴力被害者等に対する支援を行っているが、引き続き、人材の確保・育成や関係機関との連携などにより安定的な運営が必要である。

については、犯罪被害者等支援の推進と充実を図るため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 犯罪被害者等支援を担う人材を養成するための体系的な研修制度の構築
- 2 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営や機能の強化を図るための十分な財源の確保と財政支援の大幅な拡充

## 15 「連携中枢都市圏」への支援について

(総務省)

本県では、平成28年10月に、高岡市、射水市、氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市において「とやま呉西圏域連携中枢都市圏」が、平成30年1月に、富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町において「富山広域連携中枢都市圏」が形成され、産業、医療、福祉、教育、公共交通など様々な分野で連携事業に取り組んでいる。

「とやま呉西圏域連携中枢都市圏」については、令和3年度から、本年2月に策定した第2期都市圏ビジョンに掲げる各種連携事業に取り組むところである。

また、県としても、連携中枢都市圏をはじめ、市町村の連携事業について財政的に支援する制度を設けている。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 連携中枢都市圏の取組みに対する財政措置の安定的な確保及び充実
- 2 連携中枢都市圏等の取組みに対し、都道府県が支援する場合の地方交付税等による財政措置の創設

## 16 地方分権実現のための安定した地方税財政制度等の確立について

(総務省、財務省)

新型コロナウイルス感染症の影響による経済の下振れやそれに伴う地方の税財源の大幅な減少も懸念されるなか、地方が責任をもって、感染症の拡大防止対策はもとより、地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済の活性化・雇用対策、防災・減災対策、デジタル化の推進など地方の増大する役割に対応し、地方分権改革を実現していくために、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 新型コロナウイルス感染症対策に係る地方税財政措置等
  - (1) 今後の感染状況を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の確保や弾力的な運用を図ること
  - (2) 地域経済と日本経済の力強い再生に向け、地域経済の活性化や雇用対策等に配慮した総合的かつ積極的な経済対策を講じるなど臨機応変に対応すること
  - (3) 感染症により、更なる地方税収の大幅な減収などが生じた際には、あらためて減収補填債の対象税目等を拡充するなど、地方団体が安定的に財源を確保できるよう必要な措置を講じること
- 2 令和4年度以降においても、感染症の拡大防止対策はもとより、地方創生・人口減少対策をはじめ、感染拡大を踏まえた緊急事態措置や経済活動の自粛により大きな打撃を受けている地域経済の活性化・雇用対策、防災・減災対策、デジタル化の推進など地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確実に確保・充実すること
- 3 地方交付税の総額を拡充するとともに、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図ること。また、臨時財政対策債については、地方の財源不足の状況に留意しながら廃止や地方交付税の法定率の引上げも含めた抜本的な見直しを図るべきであり、発行額の縮減・抑制に努めるとともに償還財源を確実に確保すること
- 4 公共施設等の老朽化対策をはじめとした適正管理を引き続き推進できるよう、「公共施設等適正管理推進事業債」の継続・拡充を図るとともに、より弾力的な運用を可能とするなど、地方財政措置の拡充を図ること

## 17 デジタル・トランスフォーメーションの 加速化について

(内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

本県では、県民サービスの向上や地域課題の解決を図るため、地域や産業、行政のDX・生産性向上をスピード感を持って推進するとともに、デジタル社会を支える人材の確保・育成にも取り組むこととしている。

については、次の事項について格段のご配慮を願いたい。

### 1 地域・産業のDX・生産性向上

- (1) 5Gの基盤整備に向けた財政的・技術的支援
- (2) データヘルスを活用した健康寿命延伸対策の充実に対する支援
- (3) DXによる産業の高度化と中小企業・小規模企業の活性化に対する支援
- (4) ロボット・AI等を利用したスマート技術の開発促進など、農林水産業の持続的な発展に向けた施策の強化
- (5) 無人航空機の有人地帯における目視外飛行の実現に向けた環境整備

### 2 行政のDX・生産性向上

- (1) 行政手続のオンライン化に必要な地方自治体のシステム改修等に対する技術的・財政的な支援
- (2) マイナンバーカードの取得促進に向けた、健康保険証利用や民間サービスへの利用範囲の拡大等による利便性向上、マイナンバー制度への理解につながる広報の一層の強化
- (3) 国が進める基幹系業務システムの標準化等により影響を受ける地方自治体のシステムの改修等に対する技術的・財政的な支援
- (4) 地方自治体のAI・RPA等の先進技術やビッグデータの活用を進めるための技術的・財政的な支援

### 3 デジタル社会を支える人材の確保・育成

- (1) データサイエンス教育の推進など、Society5.0の実現に向けた人材育成に対する支援の充実
- (2) デジタル教科書の活用など、GIGAスクール構想に基づくICT教育の充実に対する支援

## 18 デジタル・トランスフォーメーションの 基盤となる5Gの整備促進について

(総務省)

5G（第5世代移動通信システム）は、デジタル・トランスフォーメーションの加速化や様々な社会課題の解決を図るための必須の基幹インフラであり、早期の全国展開やその利活用が期待される。

特に、ローカル5Gは、各産業、各分野におけるワイヤレス化を促進し、業務の効率化や、新たな付加価値の創出といった効果が期待されるが、システム構築及び維持管理費用が高額であり、企業が導入するにあたっての課題となっている。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 国主導による地域間の偏りのない5G基地局の整備
- 2 「課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証」等の5G・ICTインフラを活用した地域課題解決の取組みに対する財政的、技術的支援
- 3 自治体や企業におけるローカル5Gの導入や利活用を推進するため、基地局の整備等に対する財政的、技術的支援

## 19 外国人材活躍・多文化共生の推進について

(法務省、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省)

本県では、コロナ禍のもと、富山県外国人材活躍・多文化共生推進プランに基づき、国や市町村等と連携して、外国人材が活躍する受入企業への支援とともに、外国人の地域への受入れ環境の整備を図りたいと考えており、次の事項について、国の責任において、取り組まれるよう格段の配慮を願いたい。

- 1 首都圏等の外国人留学生を地方に還流させる取組みやアジア等海外の優秀な人材を地方の企業に受け入れる取組みへの支援を行うこと
- 2 外国人に対する行政・生活情報の多言語化や日本語教育など、多文化共生社会の実現に向けた取組みを、地方自治体が計画的かつ総合的に実施することができるよう、財政措置を充実すること
- 3 日本語指導が必要な外国人児童生徒への支援のため、教員の定数措置を充実すること
- 4 外国人の雇用の安定に向け、就労に必要な日本語能力の向上等を図る取組みへの支援を行うこと

## 20 地震防災対策をはじめとする自然災害対策の 充実・強化について

(内閣府、総務省、消防庁、文部科学省、国土交通省、気象庁、農林水産省、環境省)

近年、全国的に地震や洪水、噴火などの自然災害が多発し甚大な被害をもたらしている。本県においても、これら自然災害への対策を進めるため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 断層に関する調査研究等の推進
  - (1) 地震調査研究推進本部が調査した主要活断層のうち、補完調査等のされていない魚津断層帯や砺波平野断層帯東部などを含む活断層の地域評価等の実施
  - (2) 国土地理院の1：25,000活断層図で新たに確認された「高岡断層」、「射水断層」など断層の実態に関する地震調査研究推進本部としての調査・分析の推進
  - (3) 地震調査研究推進本部による地震規模や発生確率に関する長期評価等の早期公表
- 2 津波対策の推進
  - (1) 津波による被害を軽減するための観測体制の強化
  - (2) 津波の規模等の予測精度の向上などに関する調査研究の推進
  - (3) 堆積物調査などによる過去の津波調査の実施
  - (4) 海岸堤防や避難拠点施設などの整備に対する財政支援
- 3 弥陀ヶ原の火山防災対策の推進
  - (1) 火山監視観測・調査研究を一元的に行う国機関の整備など体制の充実強化
  - (2) 外国人も含めた観光客や登山者に対する効果的な情報発信・伝達体制の充実強化
  - (3) 防災訓練の実施など火山防災対策の取組みに対する技術的・財政的支援
  - (4) 自然環境や景観に配慮した退避壕（シェルター）等を整備するとともに、山小屋（民間施設）を含めた避難施設への財政支援の拡充
- 4 災害に強い公立学校施設の整備の促進
  - (1) 学校の耐震化や防災機能の強化を推進するための予算の確保
  - (2) 避難所機能の整備に係る国庫補助の拡充
- 5 私立学校の耐震補強工事について、公立小中学校と同様の国庫補助率へ引き上げるとともに、Is値0.3以上の建物について、Is値0.3未満と同様の国庫補助率へ引き上げること。また、耐震改築補助制度については、時限措置を撤廃し、恒久的な制度化を図ること
- 6 木造住宅の耐震化を促進するための予算の確保
- 7 消防団の充実強化を図るための消防団活動に協力的な事業所に対する財政支援
- 8 高精度レーダー網等を活用した洪水予測システムのさらなる高度化

## 21 個に応じたきめ細かな指導の充実等に向けた 教職員定数改善等について

(文部科学省、総務省)

学校教育を取り巻く複雑化・多様化する課題に的確に対応するため、少人数教育や小学校における教科担任制等の指導体制の充実が図られるよう教職員定数の拡充が必要となっている。特に、外国人児童生徒も増加傾向にある中、相談員等を含めた人的支援の充実が必要である。

また、教員の大量退職に伴う大量採用が今後も続く中、初任者の指導力向上が急務となっている。

については、個に応じた細かな指導の充実等に向け、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 少人数教育等を確実に推進するため、地方の実情を十分聞きながら小・中学校の学級編制の標準の見直しを進め、新たに教職員定数改善計画を策定するとともに、その実施にあたっては、加配定数を維持しつつ、純増での基礎定数の改善と財源確保を図ること
- 2 多様な教育ニーズに対応するための教職員配置等を充実すること
  - (1) 少人数指導など指導方法の改善のための定数措置
  - (2) 小学校高学年における教科担任制の実施に向けた定数措置
  - (3) 外国人児童生徒に対する日本語指導のための定数措置及び母語に対応できる相談員等の財政支援
  - (4) 統合校及び義務教育学校の運営安定化のための経過的な定数措置
  - (5) 補習等のための指導員等派遣事業の拡充
  - (6) 学校司書配置のための財政支援措置の拡充等
  - (7) 地方の実情に応じ、初任者4人につき1人の初任者研修指導教員配置となる定数措置及び財政支援措置の更なる拡充

## 22 G I G Aスクール構想に基づく I C T教育の充実について

(文部科学省、総務省)

昨年度、国においては、G I G Aスクール構想が前倒し実施され、義務教育段階の児童生徒に1人1台端末の配備や、学校ネットワークおよび家庭でのオンライン学習環境など、令和時代のスタンダードとなるI C T教育環境が整備された。今後、その環境を活かし、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びや、A Iに代替されない創造性を育む学びの場の実現が求められる。

本県においても、この構想に沿ったI C T環境整備を進め、県立高等学校及び特別支援学校高等部を含む全校種の児童・生徒及び教職員に1人1台端末を配備するとともに、県立高等学校ではインターネット回線を増設してオンライン環境を確保するなど、情報活用能力などを有する人材を育てる基盤を築いたところである。

今後、こうしたI C T環境を効果的に活用するためには、I C Tを活用した教材の積極的な活用や指導方法の開発等を行うとともに、教員の資質向上のための研修の充実、及び教育現場を支えるI C T専門人材の配置を進めて行く必要がある。

については、I C T教育を充実させるため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 デジタル教科書をはじめとする優れたI C T教材及び指導方法の開発・提供や、教員によるI C T活用指導力や情報教育指導力の向上のための研修の充実・支援を行うこと
- 2 今後需要が高まると想定される、高校や特別支援学校・学級に対する支援に必要な専門知識・技能を持つI C T支援員の育成・確保のための対策を講じること
- 3 高校を含めた全ての学校での1人1台端末の更新費用を含めたI C T環境整備への財政支援の拡充を図ること
- 4 デジタル教科書の導入にあたっては、自治体の負担が生じないように国において財政支援を行うこと

## 23 特別支援教育等と生徒指導の充実について

(文部科学省、総務省)

インクルーシブ教育システムの推進に向け、特別支援教育の充実がこれまで以上に求められており、特別な教育的ニーズのある児童生徒に対しては、通常の学級や通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の整備とともに、特別支援教育を充実させるための教職員の専門性の向上が必要である。

また、いじめ、不登校などは依然として深刻な状況にあることから、学校現場からスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置拡充が求められている。

については、特別支援教育等及び生徒指導をさらに充実させるため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 インクルーシブ教育システムの推進の観点から、特別支援教育を一層充実すること
  - (1) 特別支援学級・通級指導等に係る教職員定数の確保及び学級編制の標準の引下げ
  - (2) 特別支援教育支援員の配置に係る財政支援の拡充
  - (3) 教員の専門性を高めるために、特別支援学校教諭免許状の保有率向上策の継続、及び教員研修に対する支援の拡充
  - (4) 高等学校を含む公立学校のバリアフリー化等の合理的配慮に対する財政支援の更なる充実
- 2 大学等における知的障害者の学びの場づくりについて実践的な研究を継続すること
- 3 いじめ、不登校等の諸課題の解消、予防を図るため、生徒指導に伴う定数措置の拡充、及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに係る財政支援を拡充し、国庫補助金の予算割れを生じさせないこと

## 24 学校における働き方改革の推進について

(文部科学省、総務省)

生徒指導、部活動、保護者や地域との連携など学校や教員に対する多様な期待は、学習指導の充実に対する要請とも相まって、教員の長時間勤務という形で表れており、教員の多忙化解消が急務となっている。

本県においても、教育職員の在校等時間の上限に関する方針を令和2年3月末に策定し、教員の業務を行う時間管理等について取り組みを開始するとともに、国の支援制度を活用し、スクール・サポート・スタッフや部活動指導員に加え、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、専門スタッフ、外部人材の配置拡充を図っているところである。

また、令和5年度以降の休日の部活動を段階的に地域へ移行するためには、地域人材を確保・マッチングする仕組みの構築や地域人材の研修の在り方、費用負担の在り方の整理、運営団体の確保等の課題を解決していく必要がある。

学校における働き方改革を推進していくためには、チームとしての学校運営に必要な専門スタッフ配置の充実を図ることが重要であることから、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 スクール・サポート・スタッフ配置のための財政支援措置の更なる拡充
- 2 部活動指導員配置のための財政支援措置の更なる拡充
- 3 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに係る財政支援措置の更なる拡充及び国庫補助金の予算割れを生じさせないこと
- 4 令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向けた財政支援

## 25 独立行政法人教職員支援機構の研修機能移転の拡充について

(文部科学省)

政府関係機関の移転として本県から提案していた独立行政法人教職員支援機構（旧（独）教員研修センター）の研修機能の一部移転について、「キャリア教育指導者養成研修」が平成28年度から本県で実施されることとなり、これまで全国から多数の受講生が来県し、地域と連携した本県の特色ある取組みを全国に発信してきたところである。

一方、本県では、英語教育においても、全国に先駆けて英語専科教員の小学校への配置や英語指導教員の指導力の向上に取り組んでいる。また、幼児教育については、平成31年度から幼児教育センターを設置し、幼児教育の充実・強化を図っている。

さらに、ICT教育については、国の「GIGAスクール構想」を踏まえ、国の緊急経済対策を活用して、令和2年度中に県内小中学校の児童生徒に対して、また、全県立学校の教員及び児童生徒には令和3年7月頃までに、1人1台のタブレット端末を配備し、情報活用能力などを有する人材を育てることとしている。

については、次のとおり、本県での教職員支援機構の研修機能移転の拡充について、格段の配慮を願いたい。

- 1 「キャリア教育指導者養成研修」の継続開催
- 2 英語教育、幼児教育、ICT教育などの研修の拡大

## 26 私立学校の振興について

(文部科学省)

近年における少子化の影響等により、私立学校をめぐる経営環境は大変厳しい状況にある。また、生徒や園児の安全確保を図るための学校施設の耐震化や高等学校等就学支援金制度における所得制限の導入に伴う事務負担の増加、幼稚園における特別支援教育への更なる支援等が求められているところである。

については、私立学校の教育水準の維持向上と保護者負担の軽減及び私立学校経営の健全化を促進するため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 私立学校の耐震補強工事について、公立小中学校と同様の国庫補助率へ引き上げるとともに、Is 値0.3以上の建物について、Is 値0.3未満と同様の国庫補助率へ引き上げること。また、耐震改築補助制度については、時限措置を撤廃し、恒久的な制度化を図ること
- 2 私立高等学校等就学支援制度については、年収区分を境に逆転現象が生じている世帯などへの支援の充実を図るとともに、国の責任において、事務費を含めた確実な財政措置を講ずること
- 3 私立小中学校等に通う児童生徒に対する経済的な支援について、国において実施する実証事業の結果を踏まえ、幅広く検討を行い、恒久的な制度化及び充実を図ること
- 4 私立幼稚園への特別支援教育経費について、障害のある園児の在園人数に関わらず支援するなど充実を図ること

## 27 「国際工芸アワードとやま」への支援について

(文部科学省、内閣官房)

富山県では、北陸の工芸の魅力を世界に発信する「国際北陸工芸サミット」開催の成果を踏まえ、令和元年度から2年度にかけて、国内外の50歳以下の工芸作家、職人、デザイナーを対象とする国際公募展「国際工芸アワードとやま」を開催した。同アワードでは、世界62の国と地域から709作品の中から厳正な審査で選ばれた世界各地の様々な技法や材料を活かした表現豊かな作品を一堂に展示し、世界、日本そして富山の工芸の魅力を国内外に発信したところである。

令和4年度には、工芸の世界的な潮流を捉え、工芸の未来ビジョンを描くため、第2回の開催となる「国際工芸アワードとやま」の作品を募集することとしており、国内外に工芸の魅力を強力に発信することとしている。

この取組みは、工芸を中心とした魅力ある地域づくりや文化芸術資源を活用した伝統工芸品産業の振興や地域の活性化に大きく寄与するものであり、次の事項について引き続き格段の配慮を願いたい。

富山県での「国際北陸工芸サミット」の開催の成果を踏まえた「国際工芸アワードとやま」への支援

## 28 地方から世界に発信する芸術文化の振興について

(文部科学省、内閣官房)

全国初の芸術特区に認定された本県の県立利賀芸術公園では、40年超にわたって、劇団SCOT（主宰：鈴木忠志）による「SCOTサマー・シーズン」や令和元年に開催した「第9回シアター・オリンピッククス」等を通じ、世界の演劇人による創造の場、次代の芸術家を育成する場として、アジアを代表する舞台芸術の拠点の形成に取り組んでいる。

令和2年度では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、大都市を活動拠点としている劇団が公演できない中、自然に囲まれた利賀で例年どおり「SCOTサマー・シーズン」を開催し、コロナ禍でも実現できる演劇活動の成功例として注目された。また、コロナ収束後における利賀への国内外からの来訪を促すとともに直接利賀で観劇できない人のため、その舞台のダイジェスト版映像を英語字幕付きでWEB配信を行ったところである。

多様で特色ある日本文化を世界に発信するには、地方の質の高い芸術文化の創造と発信が重要であり、また、こうした活動が文化による「地方創生」につながることから、このような地方の取組みを推進するための支援の充実や文化芸術による地域の活性化など、地方公共団体が行う地域の文化資源等を活用した文化芸術活動に対する支援が必要である。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

これまでの世界各国との交流や人材育成の成果を活用し、利賀をアジアを代表する舞台芸術拠点として発展させるための、世界最高水準の舞台芸術の創造活動や、文化交流事業等への支援



鈴木忠志演出「リア王」(利賀芸術公園：新利賀山房)



利賀芸術公園「野外劇場」

## 29 「近世高岡の文化遺産群」の世界文化遺産登録の推進等について

(文部科学省)

本県から世界文化遺産候補として提案した「近世高岡の文化遺産群」は、平成20年、「世界遺産暫定一覧表候補の文化資産」と位置づけられた。

「近世高岡の文化遺産群」は、江戸時代の都市を形成した資産が創建当初の姿で残され、さらに城下町から商工業都市へ発展する過程を示す資産が良好に存在する極めて貴重で魅力的な遺産群である。

こうした資産は近年、金屋町の国重要伝統的建造物群保存地区選定、有磯海の国名勝指定、高岡城跡の国史跡指定、高岡の町民文化の日本遺産認定、高岡御車山祭のユネスコ無形文化遺産登録、菅笠の伝統的工芸品指定、北前船寄港地の日本遺産追加認定と相次いで高い評価をいただき、さらに、令和2年12月には、吉久地区が国重要伝統的建造物群保存地区に選定されたところである。

そうした中、近世の由緒ある歴史的な町名の復活や高岡御車山会館の設置、金屋町の町並み整備や高岡城跡の多言語解説整備など、まさに歴史都市にふさわしい様々な取組みが進められている。

とりわけ、「平成の大修理」を終え、江戸時代の荘厳な姿によみがえった国指定重要文化財の勝興寺は、貴重で魅力ある文化資産としてのみならず、地域の新たな文化観光資源・拠点としての活用にも大いに期待が高まっているところであり、早期の国宝指定による資産価値のさらなる向上をお願いしたい。

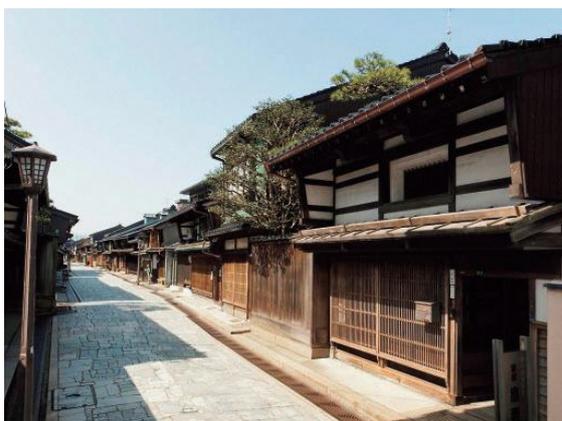
これらの取組みは、ふるさと富山への誇りや愛着の醸成及び魅力ある地域づくりの推進に大きく寄与するものであり、については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 「近世高岡の文化遺産群」の世界遺産暫定一覧表への記載
- 2 国指定重要文化財「勝興寺」の早期の国宝指定
- 3 高岡城跡、山町筋の旧高岡共立銀行、吉久など国指定、選定文化財の保護への支援
- 4 日本遺産に認定された高岡への支援
- 5 菅田の重要文化的景観の選定に向けた取組みへの指導・助言

○ 勝興寺（重要文化財）



○ 金屋町（重要伝統的建造物群）



○ 山町筋・旧高岡共立銀行



○ 吉久地区



○ 瑞龍寺（国宝）



## 30 ユネスコ無形文化遺産等の魅力発信への支援について

(文部科学省)

平成28年11月、本県の国指定重要無形民俗文化財「高岡御車山祭」、「魚津のタテモン行事」、「城端神明宮祭の曳山行事」を含む「山・鉾・屋台行事」がユネスコ無形文化遺産へ登録された。登録5周年を迎える本年には、本県の曳山行事の魅力の発信、保存・継承や地域活性化に係る課題と、その解決に向けた方策等を議論する曳山サミットの開催を予定している。

また、本年3月には、「放生津八幡宮祭の曳山・築山行事」が国の重要無形民俗文化財として、新たに指定されたところである。

これらの行事は、いずれも本県の歴史と文化を解明する上で重要な伝統文化であり、これまで国の支援をいただきながら県・市・保存団体等が協力して、保存と継承に努めてきた民俗文化財である。

については、これら3件のユネスコ無形文化遺産の行事をはじめとした本県の文化遺産の保存と情報発信等の取組みへの支援について、格段の配慮を願いたい。

- 1 ユネスコ無形文化遺産「高岡御車山祭」、「魚津のタテモン行事」、「城端神明宮祭の曳山行事」及び「放生津八幡宮祭の曳山・築山行事」の保存修理への支援継続
- 2 ユネスコ無形文化遺産等の国内外に向けた情報発信等への支援継続



### 高岡御車山祭

〔 400年にわたり受け継がれて  
きた絢爛豪華な祭り 〕



### 魚津のタテモン行事

〔 三角形のタテモンを曳き回す  
航海安全・大漁祈願の祭り 〕



### 城端神明宮祭の曳山行事

〔 神輿に鉾・曳山・庵屋台を伴う  
地域色豊かな祭り 〕

## 31 「立山・黒部―防災大国日本のモデル―」の世界文化遺産登録の推進等について

(文部科学省、国土交通省、環境省)

本県から世界文化遺産候補として提案した「立山・黒部」は、平成20年、「世界遺産暫定一覧表候補の文化資産」と位置づけられた。

平成29年11月には、常願寺川流域にある本宮堰堤と泥谷堰堤が、我が国を代表する近代砂防施設として既に指定されている白岩堰堤と合わせ「常願寺川砂防施設」として国の重要文化財に指定された。

さらに、同年12月には、日本イコモス国内委員会の「日本の20世紀遺産20選」にも3番目と上位で選定されたところである。

「立山・黒部」は、災害の多いわが国にあって、多雨多雪であるなど土砂が流出しやすい条件が重なる世界に類を見ない過酷な自然環境の中で人々の暮らしを守り続けてきた「防災大国日本のモデル(防災遺産)」であり、人類全体の貴重な文化資産としての価値を有している。現在まで、立山砂防の顕著な普遍的価値の証明に向けた調査研究や国際フォーラムの開催など様々な取組みを進めており、平成30年10月の国際防災学会インタープリメント2018では、立山砂防が人類共通の遺産として共有すべき顕著な普遍的価値を有しているとする「富山宣言」が採択されるなど、高い評価をいただいた。

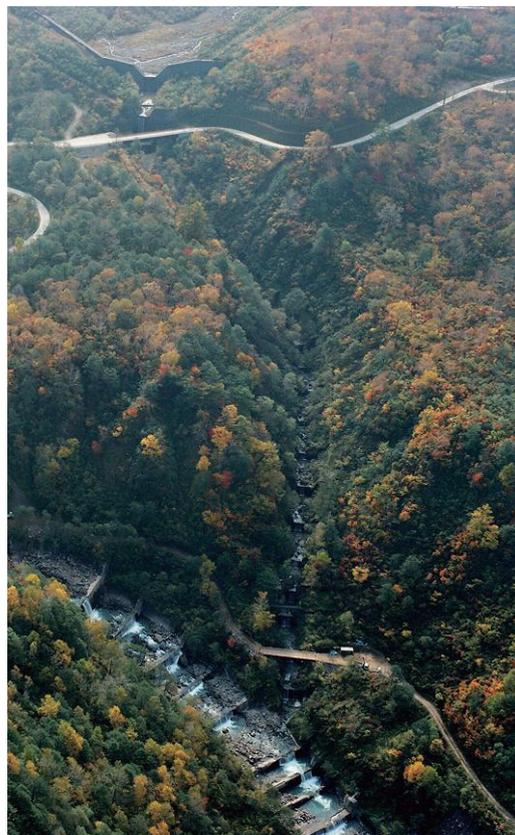
これらの取組みは、ふるさと富山への誇りや愛着の醸成及び魅力ある地域づくりの推進に大きく寄与するものであり、については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 「立山・黒部―防災大国日本のモデル―」の世界遺産暫定一覧表への記載
- 2 「常願寺川砂防施設」の保存・活用の推進
- 3 立山カルデラ現地視察など立山砂防の歴史的・文化的価値の啓発活動に対する支援
- 4 日本ジオパーク「立山黒部」内の中部山岳国立公園の整備の推進

○ 常願寺川砂防施設（国指定重要文化財）



白岩堰堤



泥谷堰堤



本宮堰堤

## 32 富山型デイサービス(共生型サービス)の全国への普及による地域共生社会の構築について

(厚生労働省)

本県では、年齢や障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で暮らし続けられる“地域共生社会の実現”を目指し、富山型デイサービスなどの地域に密着した小規模施設の整備を推進し、国においても、平成29年に富山型デイサービスがモデルとなった「共生型サービス」が創設されたところである。

富山型デイサービス（共生型サービス）は、高齢者、障害者、乳幼児など多様な利用者が交流し、高齢者や障害者の日常生活の改善など様々な効果があることから、一層の理念の浸透と経営の安定化を支援し、普及を促進していくことが必要である。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 富山型デイサービス（共生型サービス）の全国への一層の普及と定着が図られるよう、自治体や事業者、利用者等に対する周知啓発、サービス提供の支援充実
- 2 富山型デイサービス（共生型サービス）が一層の安定運営を図ることができるよう、報酬体系の充実強化

### 33 医療・介護連携による地域包括ケアの推進 など高齢者施策の充実について

(厚生労働省)

高齢化の一層の進展に伴い、要介護高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれることなどから、第8期介護保険事業計画期間（令和3～5年度）においても、高齢者施策のさらなる充実を図っていくことが必要である。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 「地域医療介護総合確保基金（介護分）」について、地域の実情に応じて自主性を反映した事業執行を可能とするため、長期的視点に立った継続的な取組みとなるよう、十分な財源の確保
- 2 認知症高齢者の増加を見据え、認知症疾患医療センターの家族支援機能の強化・充実等、「認知症に関する大綱」に基づく施策を推進するための取組みへの支援と財源の確保
- 3 介護事業所が安定的・継続的にサービスを提供できるよう、新型コロナウイルス感染症に対応する特例的な評価への対応を含め、介護事業所の経営実態を踏まえた適切な介護報酬の設定
- 4 介護人材の確保・定着のため、介護従事者の処遇及び介護ロボット導入など職場環境の改善や介護への理解促進とイメージアップを図る施策の推進並びに介護福祉士等修学資金の安定的かつ充実した財源の確保

## 34 発達障害児者への支援の充実について

(厚生労働省)

発達障害については、できる限り早期に発見し、身近な地域で適切な支援を受けられるようにする必要がある。しかし、富山県のみならず全国的に見ても、児童精神科医など発達障害に専門的に対応できる医師の十分な確保が困難な状況にある。さらに、市町村では乳幼児健診において発達障害のスクリーニングやその後の支援を実施しているが、その実施方法は市町村に委ねられており、ばらつきが生じている。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 支援者の育成や専門医と地域のかかりつけ医など関係機関の連携を推進する施策に対して必要な予算を確保、拡充すること
- 2 児童発達支援センターが障害保健福祉圏域の児童発達支援を提供する拠点施設として、その機能と役割を果たせるよう支援の充実を図ること
- 3 発達障害児者が医療機関において適時適切に診療等を受けられるよう、国が責任をもって専門医の養成に取り組むこと
- 4 市町村における乳幼児健診の精度向上と標準化を推進すること

## 35 障害のある人のニーズに即した福祉施策の 充実について

(厚生労働省)

障害のある人のニーズに対応した、より適切で安定した福祉サービスを提供するため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 地域生活支援事業等に係る補助金については、各地方公共団体が障害のある人のニーズにきめ細かく対応することができるよう、所要総額を十分確保すること
- 2 障害のある人が住み慣れた地域で共に暮らせるよう、
  - (1) 地域のニーズに即した施設整備計画を着実に推進していきけるよう、施設整備補助金の所要総額を確保すること
  - (2) 在宅の重度障害者等に対する医療的ケアに係る医療機器や工賃向上に資する機器など、障害に応じたサービス提供に必要な備品や設備の購入費用に対する支援をすること
- 3 重度の障害のある人が加齢等により回復が見込めない状態になっても、地域で安心して暮らせるよう、一般診療の自己負担額について、後期高齢者医療制度と同様に負担能力等に応じた負担制度とすること
- 4 一人ひとりの特性に応じたサービス提供を確保するため、
  - (1) サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者及び相談支援専門員の研修に職員を参加させる事業者の負担軽減を図ること
  - (2) 生活介護等の生活支援員、共同生活援助の世話人その他従事者の資質向上を図る研修制度を創設すること
  - (3) 医療機関や障害福祉サービス事業所等において、医療的ケア児等コーディネーターや支援者を配置して、効果的な支援を提供した場合に報酬上の評価がなされるよう検討すること

## 36 医療提供体制の改革について

(厚生労働省、国土交通省)

人口減少が進む中、持続可能な医療提供体制を確保するとともに、救命救急センターや周産期母子医療センター運営事業など、効率的で質の高い医療を提供するために、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 地域医療構想については、新型コロナウイルス感染症への対応において、公立・公的医療機関の存在・重要性が再認識されたことなども十分に踏まえ、拙速に議論を急がせることなく、地域医療構想調整会議における議論を尊重するなど、地域の実情に即した柔軟な取扱いとすること
- 2 地域医療介護総合確保基金については、在宅医療の推進（事業区分Ⅱ）及び医療従事者の確保（事業区分Ⅳ）事業において、必要額に応じた配分とするとともに、区分間の流用を可能とするなど、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度とすること
- 3 医療提供体制推進事業費補助金や遠隔医療設備整備事業を含む医療施設等施設整備費補助金については、効率的で質の高い医療を提供するために必要な事業の推進に不可欠であり、事業の安定的な実施のため十分な財源を確保すること
- 4 医師の確保、偏在対策について、働き方を踏まえた医師の需給調整等について責任を持って行き、各都道府県が地域の実情に応じた実効性のある医師の確保、偏在対策を行えるよう、必要な支援を行うこと
- 5 地域における医療・介護サービスの充実を図るため、看護職員の量の確保はもとより、質の高い看護師の確保に対する支援を行うこと
- 6 ドクターヘリが夜間や一定の悪天候時においても安全に運航できる計器飛行の実現に向けたプロセスを明確にすること。また、高度な技術を身につけた救急科専門医等の育成・確保に対する支援を行うこと

## 37 がん対策の推進について

(厚生労働省)

富山県では、「県がん対策推進計画」に基づき、予防の強化と早期発見の推進、質の高い医療の確保、患者支援体制の充実を柱として、総合的ながん対策に取り組んでいるところである。

ついては、がん対策の充実強化等を図るため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 がん検診受診率向上対策の一層の充実によるがんの早期発見・早期治療のため、
  - (1) がん検診の総合支援事業の継続
  - (2) 全医療保険者のがん検診実施状況等に関する情報を一元化し、地方自治体に還元する仕組みの整備
  - (3) 医療保険者・事業主のインセンティブ制度の充実によるがん検診受診の促進
- 2 がん医療の一層の充実強化のため、
  - (1) がん診療連携拠点病院に対する財政支援の充実及び新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した指定要件の弾力的な運用
  - (2) 手術療法や放射線療法、薬物療法、緩和ケアに加え、免疫療法、ゲノム医療などを専門的に行う医師等養成のための環境整備
  - (3) 小児・AYA世代がん患者が適切な医療や支援を受けられる体制の整備
- 3 がん患者支援のため、  
働く世代のがん患者の治療と職業生活の両立支援の充実
- 4 子宮頸がんの予防のため、  
HPVワクチンの再評価の速やかな実施と、定期接種の機会を逃した者に対する接種に係る経済的負担軽減策の検討

## 38 健康寿命延伸対策の充実について

(厚生労働省、消費者庁)

健康寿命の延伸には、食生活の改善や運動習慣の定着など、生活習慣の改善による生活習慣病の発症予防や、健康診断受診率の向上等による早期発見・早期治療等が大変重要である。

本県では、健康寿命日本一を目標に掲げ、社会全体で健康寿命延伸に向けた取組みを推進する機運を醸成することに加え、地域や職域単位で生活習慣の改善強化や糖尿病重症化予防などの健康づくりの取組みを行っているところである。

については、健康寿命の延伸に向けた施策の充実強化を図るため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 健康寿命の延伸のためには、一人ひとりの健康づくりを社会全体で支える機運の醸成が重要であり、国における情報発信・普及啓発をさらに充実するとともに、地域の実情に応じた普及啓発や県民運動の展開等の実践活動等の取組みに対し必要な財源措置を講ずること
- 2 生活習慣病予防としての減塩対策には、減塩の調味料や加工食品の開発を促進するなど産業界の協力が必要不可欠であり、国において産業界と十分連携した施策を推進すること
- 3 メタボリックシンドロームの改善や糖尿病の重症化予防に効果的に取組むための人材育成を充実すること
- 4 科学的根拠に基づいた各種施策の企画立案のため、国における特定健診データの分析結果を早期に地域に還元するとともに、各保険者が所有するデータを利活用できる仕組みを構築すること
- 5 健康寿命に密接にかかわる歯科口腔保健について、自治体における取組みを推進するため、国や各保険者等が所有する歯科保健医療データについて整理し、各自治体が利活用できる仕組みを構築すること

## 39 医薬品産業の振興について

(厚生労働省)

富山県の医薬品産業は高い製造技術を有し、富山県は国内トップクラスの製造拠点となっている。

薬価制度の抜本改革や医薬品医療機器等法の改正、国内医薬品市場構造の変化とアジア諸国等における市場拡大など、医薬品産業を取り巻く環境が大きく変化するなかで、本県の医薬品産業が更に発展し、日本の成長を牽引していくため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 製薬企業が取り組む医薬品の研究開発や、連続生産技術など革新的製造技術の導入、イノベーションを後押しする設備投資への支援の充実
- 2 富山県薬事総合研究開発センターが国立成育医療研究センターと連携して行う小児用医薬品の開発への支援
- 3 富山県薬事総合研究開発センターが医薬基盤・健康・栄養研究所と連携して行うバイオ医薬品の開発への支援や、薬用植物の栽培研究等に対する技術的支援
- 4 富山県薬事総合研究開発センターが国立医薬品食品衛生研究所と実施する生薬エキス剤に係る共同研究への支援
- 5 製薬企業の国際展開を促進するため、
  - (1) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構北陸支部及びアジア医薬品・医療機器トレーニングセンターを活用し、本県での海外の薬事行政官を対象とした研修等の実施拡充
  - (2) アジア諸国等との薬事規制調和の推進
- 6 製薬企業の製造管理・品質管理技術の向上や適切な運用を図るため、製薬企業を対象とした講習会の実施や、都道府県を対象とした立入検査等に関する研修会の開催

## 40 食中毒被害者に対する支援策の実施など 食品の安全安心の確保について

(厚生労働省)

平成23年4月下旬に、県内外において生肉（ユッケ）を提供したことによる食中毒事件が発生し、深刻な事態となった。

この食中毒事件発生直後に本県からの要望を踏まえ、同年10月から、食品衛生法第13条に基づく生食用食肉の規格基準が施行されるなど、安全性の確保が図られたところである。

しかし、食品流通の広域化、営業形態が大規模化している中で、今後もこのような大きな被害をもたらす食中毒が全国的に発生することも危惧される。

また、食中毒や異物混入等の食品事故の未然防止だけではなく、国内産食品の輸出促進につなげるためにも、食品衛生法が改正され、食品の安全管理の国際基準であるHACCP（ハサップ）が制度化されたが、全ての中小規模の食品等事業者が導入できているとは言い難い状況である。

国におかれては、食中毒が発生した場合における被害者救済を万全のものとするとともに、HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理が、地域において確実に実行されるよう、次の事項について早急に必要な措置を講じられるよう格段の配慮を願いたい。

- 1 食品等事業者を対象とした強制加入の賠償責任保険制度の創設を検討するとともに、任意の賠償責任保険への加入促進対策を実施するなど、被害者救済のための方策を講じること
- 2 HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理を、全ての中小規模の食品等事業者が、確実に導入するには、実情を踏まえた使いやすい手引書の作成や衛生管理計画の作成を目的とする実践的な講習会の開催等、改正法の施行後であっても継続した支援が必要であることから、財政措置をはじめとした支援策の充実を図ること

## 41 農業の持続的な発展に向けた施策の強化について

(農林水産省)

国では、食料自給率の向上を目指し、食料の安定供給の確保や農業の持続的な発展に向けた施策等を講じることとしている。本県では、生産力向上と持続性の両立を図りつつ、「稼げる」農業を実現していくため、スマート農業の推進や担い手の経営基盤の強化などに取り組んでいるところであり、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた農業者を支援するため、農産物等の需要喚起策を充実するとともに、地域の実情に応じた取組みを支援すること
- 2 スマート農業技術の開発を引き続き促進するとともに、営農現場における技術実証や機械等の導入及び農業者・指導者等の育成に対する支援の拡充を行うこと
- 3 担い手の経営基盤強化と新規就農者の確保に対する支援の充実を図ること
  - (1) 経営規模拡大や高収益作物の導入等に必要な農業用機械・施設の整備への支援の拡充及び十分な予算の確保
  - (2) 中山間地域等での農地集積・集約化への支援の拡充並びに農地中間管理事業の地方負担の軽減、安定的な運用及び十分な予算の確保
  - (3) 農業次世代人材投資資金の十分な予算の確保
- 4 女性の活躍推進に向け、資質向上のための研修や働きやすい環境整備へ支援の充実を図ること
- 5 畜産の経営基盤強化に向けた支援の充実を図ること
  - (1) 畜産クラスター事業の十分な予算の確保
  - (2) 高病原性鳥インフルエンザや豚熱など、家畜伝染病による被害防止対策の一層の強化並びに、消費・安全対策交付金等の十分な予算の確保
  - (3) 経営環境が悪化している食肉センターの施設整備等に対する財政支援の拡充
  - (4) 産業動物臨床獣医師の遠隔診療体制を確保する環境整備並びに、農業共済組合家畜診療所に対する財政支援

## 42 地方の実情に即した水田農業政策の充実について

(農林水産省)

水田農業が主体の本県において、需要に応じた米生産と大豆や高収益作物等を組み合わせた水田のフル活用などによる農業所得の確保に向け、県独自の施策も併せて行いながら、積極的に取り組んでいるところであり、意欲ある農業者が、希望を持って安心して農業に取り組めるよう、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 米政策の推進にあたっては、国の責任のもと、米の需給と価格の安定を図るために必要な措置や米・米粉の需要拡大対策の強化など適切に対応すること
- 2 水田のフル活用を推進するため、経営所得安定対策等の予算の確保・充実を図ること
  - (1) 大豆や麦、飼料用米等の生産拡大を推進するための、戦略作物への助成予算の確保
  - (2) 地域の実情に即したタマネギ、エダマメ、ハトムギ等の地域振興作物等の生産振興の取組みをさらに促進するための、産地交付金の十分な予算確保と配分
  - (3) 新市場開拓用米等の省力・低コスト化の取組みを定着させるための「水田リノベーション事業」などの制度化による予算確保と配分
  - (4) チューリップ球根や切り花等の大幅な省力生産体系の確立のための支援の充実
- 3 強い農業・担い手づくり総合支援交付金や産地生産基盤パワーアップ事業、水田農業高収益作物導入推進事業など、園芸等の産地の育成・広域化に向けた機械・施設整備のための予算を拡充すること
- 4 民間育成品種も含め、原種の供給や生産物審査などの優良な種子生産に果たす都道府県の役割を担保するため、地方交付税の増額など財源措置の拡充を図ること

## 43 農林水産物等の輸出促進について

(農林水産省)

国では、「食料・農業・農村基本計画」において、2030年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円とする目標を掲げ、また、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」で輸出重点品目を定め、輸出産地の育成や重点的な支援を行うこととされている。

本県としても、ポストコロナ社会を見据え、輸出に取り組む産地・事業者の育成や、海外の新市場開拓・販路拡大など、県産農林水産物等のさらなる輸出拡大を進めているところである。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 国から指定を受けた「輸出産地」をはじめ、輸出に意欲的な産地・事業者に対する施設整備やデジタル技術（オンライン商談等）を活用した販路拡大など、ハード・ソフト両面からの支援の充実
- 2 新市場開拓を対象とした産地交付金などの施策の充実と予算の確保
- 3 中国向けコメ輸出の条件となる施設指定に係る調査への切れ目ない支援と指定施設等（精米工場・くん蒸倉庫）の拡大
- 4 伏木富山港を利用して小規模事業者等が共同で輸出（小口混載）するなど、地域の物流システム構築に向けた検討やテスト輸送への支援
- 5 国際競争力の強化や、SDGsに貢献するグローバルGAP等国際認証取得に向けた指導者養成及び認証取得・更新に対する支援の充実強化

## 44 農山村地域等の振興対策、鳥獣被害防止対策等の推進について

(農林水産省)

農山村地域は、農業生産活動等を通じて、安全・安心な食料の供給をはじめ、国土や自然環境の保全、優れた伝統文化の継承等の多面的な役割を担っているが、人口減少等による集落機能の低下やイノシシ等鳥獣被害の増加など、様々な課題が顕在化している。

このため、本県では、日本型直接支払制度などを活用し、農業生産活動をはじめ、農業用水路等の維持・保全、鳥獣被害対策の強化のほか、都市農山村交流や地域資源の活用等に積極的に取り組んでいるところである。

については、農山村地域等の振興に向け、安定的な食料システムを構築しつつ持続可能な地域社会を形成するため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 日本型直接支払制度の充実
  - (1) 中山間地域において農業生産や棚田等の保全活動が持続的に行われるよう、イノシシによる畦畔や水路等の掘り起こし被害の復旧に係る加算措置の新設を含めた中山間地域等直接支払交付金の予算の確保と十分な配分
  - (2) 老朽化が著しく維持管理に支障をきたしている用排水路等について、多面的機能支払制度に係る長寿命化対策の計画的な実施に必要な予算の確保と十分な配分
- 2 地域ぐるみによる鳥獣被害対策の推進をはじめ、5Gなど先進技術を活用した追い払いや捕獲の強化など鳥獣被害防止総合対策交付金の予算の確保と十分な配分
- 3 中山間地農業の意欲ある担い手の育成や高収益作物の生産などの特色ある取組みを推進する中山間地農業ルネッサンス事業の継続と予算の確保
- 4 都市農村交流や地域資源を活用した所得向上の取組みを推進する農山漁村振興交付金や食料産業・6次産業化交付金の予算の確保と十分な配分

## 45 農業農村整備事業の推進について

(農林水産省)

農業農村整備事業は、食料の安定供給、農業・農村の多面的機能や農村地域の活性化など国民のいのちや暮らしを支える公共性・公益性の高い事業であり、農業の成長産業化及び国土強靱化を実現するうえで極めて重要な役割を担っており、その推進が求められている。ついては、国において新たに策定された土地改良長期計画も考慮した、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 農業農村整備事業の予算の確保と地方財政措置等の充実
  - (1) 地方の実情に十分配慮した農業農村整備事業に関する予算の確保と防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の当初予算での安定的な確保
  - (2) ガイドラインの設定に伴い増加する県及び市町村負担への地方財政措置の充実
  - (3) 国営土地改良事業の市町村負担の支払方法の拡充(直入方式の適用)
- 2 農業の成長産業化に向けた農地整備の推進
  - (1) 国営農地再編整備事業「水橋地区」の推進
  - (2) 県営農地整備事業の推進
  - (3) 農地中間管理機構関連農地整備事業の対象工種の拡充(用排水路)
- 3 国土強靱化に向けた防災・減災対策、農業水利施設等の保全管理の推進
  - (1) 国営施設機能保全事業「射水平野地区」の推進
  - (2) 国営施設応急対策事業「早月川地区」の推進
  - (3) 国営施設応急対策事業の拡充と農家負担の軽減及び地方財政措置の充実
  - (4) 県営農村地域防災減災事業及び県営水利整備事業等の推進
  - (5) 県営水利整備事業における中山間地域の補助率の嵩上げ
  - (6) 農業水利施設の安全対策の拡充(セミハード事業)
  - (7) スマート田んぼダム実証事業の継続
- 4 土地改良区の運営体制の強化に向けた支援
  - (1) 小規模土地改良区の体制整備に関する支援
  - (2) 土地改良施設維持管理適正化事業の面積要件の緩和
  - (3) 小水力発電導入支援事業の復活

## 46 森づくりの推進と森林整備法人への支援継続 について

(農林水産省、総務省)

本県では、災害に強い山づくりを進めるとともに、県産材利用促進条例を制定し、路網整備や高性能林業機械の導入による間伐等の森林整備、木材加工施設の整備、公共施設の木造化や県産材を使った住宅の建設を促進するなど、林業の成長産業化に向けた施策を幅広く推進するとともに、本県が全国に先駆けて開発した優良無花粉スギ「立山 森の輝き」による再生林の推進、さらに、森林整備法人の経営改善についても積極的に取り組んでいる。

については、本県の森林・林業、木材産業の更なる振興を図るため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の確実な推進と、森林吸収源対策や健全な森林の育成・保全を図るため、必要な予算・財源を当初予算において安定的に確保すること
  - (1) 森林環境保全直接支援事業の予算の確保
  - (2) 森林資源循環利用林道整備事業や農山漁村地域整備交付金等の林道関係予算の確保
  - (3) 復旧治山事業や地すべり防止事業等の治山関係予算の確保
- 2 カーボンニュートラルに向けた森林資源の循環利用とイノベーションの推進
  - (1) 間伐材生産や路網整備、高性能林業機械の導入、木材加工流通施設など、林業成長産業化のための予算の確保及び間伐等における未利用材の流通経費に対する支援の拡充
  - (2) 建築物等における木材利用促進のため、木造公共施設整備に対する支援の拡充と民間木造施設整備に対する支援の創設
  - (3) ICTの活用による森林資源の把握や生産管理、造林・育林作業の機械化などスマート林業施策の推進
- 3 森林整備法人への支援措置の継続
  - (1) 令和4年度までとされている公庫の利用間伐資金（償還円滑化のための資金）の延長又は新たな借り換え制度の創設
  - (2) 県の公社支援に対する地方財政措置の拡充
  - (3) 森林整備法人の経営改善に大きく寄与する契約変更業務に対する支援の継続

## 47 水産業振興対策の推進について

(農林水産省)

本県における水産業の振興、発展のため、持続可能な漁業の一層の推進、漁業生産基盤の整備と良好な漁場の維持、漁業経営基盤の強化等を図る必要がある。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた漁業者を支援するため、水産物等の需要喚起策を充実するとともに、地域の実情に応じた取組みを支援すること
- 2 漁業法に基づく新たな資源管理の実施にあたり、待ちの漁法である定置網中心の本県漁業の実態を踏まえた運用を図ること
  - (1) T A C (漁獲可能量) 管理の対象拡大については、定置漁業などの漁業関係者の意見を十分踏まえた検討を行うとともに、資源管理に取り組む漁業者への支援の継続
  - (2) 漁協等からの漁獲、水揚げ情報を電子的に収集する統一的なシステムの速やかな構築とシステム導入への財政的支援
  - (3) 中西部太平洋まぐろ類委員会 (W C P F C) における太平洋クロマグロの日本の漁獲枠の増枠に向けた交渉の加速化
- 3 日本海における水産資源の持続的利用のための対策の実施
  - (1) 定置漁業者とまき網漁業者とのブリ資源の利用に関する調整を図るための協議組織の国主導による運営と指導
  - (2) ブリやサケなどの広域回遊魚について漁獲変動に対応した総合的な水産資源調査研究の推進
- 4 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を確実に実施するために必要な財源を当初予算で安定的に確保すること
  - (1) 漁業生産の拠点となる漁港等水産基盤の整備及び機能保全対策の計画的な推進
  - (2) 漁港漁村の高波対策としての漁港海岸施設の機能強化保全対策の計画的な推進

## 48 イノベーションの創出とデジタル・トランスフォーメーションによる産業の高度化について

(内閣官房、文部科学省、経済産業省、総務省)

日本海側屈指の工業集積を誇る本県では、IoTやAIの活用など第4次産業革命の進展を見据え、今後大きな成長が見込まれるヘルスケア、医薬バイオ、医薬工連携、次世代自動車、航空機、ロボット等の新産業の創出・育成やデジタル・トランスフォーメーション(DX)による産業の高度化、グリーン成長戦略の推進による新たなイノベーションの創出に取り組んでいる。

さらに、県内の公設試験研究機関には全国でもトップレベルの設備を数多く整備するなど、県内ものづくり企業の製品開発、事業化への支援を拡充してきたところである。

については、地方発イノベーションは、我が国の将来と地域の発展に欠かせないものであり、多様な産業の集積やものづくり技術など地域の強みや特色を活かした革新的な製品等の研究開発を推進し、産業の高度化に対する支援について、格段の配慮を願いたい。

- 1 地方主導の産学官連携による戦略的産業の形成を推進するため、研究段階から製品化・事業化の取組みへの支援制度の拡充
  - (1) 持続的な地域産学官共創システム形成のため、「とやまアルミコンソーシアム」や「とやまヘルスケアコンソーシアム」における研究開発や事業化の取組みのため、研究員やコーディネータ等の人件費、活動費、設備投資等への支援
  - (2) 中小企業研究開発支援事業(サポイン)など研究開発・事業化にかかる支援の安定的かつ継続的な実施、自己負担の軽減及び手続きの簡素化などの支援内容の充実
- 2 ヘルスケア、医薬バイオ、医薬工連携、次世代自動車、航空機、ロボット、機械、電子デバイス等の成長産業への参入に向けたオープンイノベーションなどによる研究開発・事業化に対する支援の充実
- 3 グリーン成長戦略に関連する産業への参入や事業転換を促進するための取組みに対する支援の充実
- 4 IoT・AI・5Gをはじめとするデジタル技術の有効活用による県内産業のDXに向け、産学官連携による人材育成や普及啓発、IoT等に関連した情報セキュリティ対策や資金面など、地域の実情を踏まえた取組みに対する支援の充実
- 5 産学官連携を推進する公設試験研究機関等への先端設備導入の支援

## 49 電力の安定供給の確保と総合的なエネルギー政策の推進について

(経済産業省、環境省、国土交通省)

東日本大震災に伴う原発事故の発生を背景として、全国の多くの原発が停止していることに加え、非効率石炭発電のフェードアウトに向けた検討の加速化など、電力供給の制約による国民生活や産業への影響が懸念されている。今後、我が国が更なる経済成長を実現するとともに、国民生活の安定を図るうえで、必要な電力量の安定的な確保を図ることが必要である。

また、安全の確保を最優先に、成長戦略や地球温暖化防止対策、国民負担等を勘案し、バランスのとれた総合的なエネルギー政策の推進が不可欠となっている。

本県においては、再生可能エネルギービジョンを策定し、包蔵水力が全国2位と高いポテンシャルを活用しながら、小水力発電の導入支援など、再生可能エネルギーの導入促進を図っており、こうした取組みを今後さらに加速化、強化していく必要がある。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 我が国における企業活動や国民生活に支障が生じないよう電力の安定供給の確保
- 2 安全の確保を最優先に、成長戦略や地球温暖化防止対策、国民負担等を勘案したバランスのとれた総合的なエネルギー政策の推進
- 3 地域特性を活かした分散型エネルギーシステム構築への支援

## 50 中小企業・小規模企業の活性化の推進について

(経済産業省、中小企業基盤整備機構、文部科学省)

本県経済は、新型コロナウイルス感染症の長期化により、依然として厳しい状況が続いており、多くの事業者が深刻な打撃を受けている。こうしたなか、感染防止の徹底と経済社会活動の両立を図り、本県経済を早期に成長軌道に戻し、成長発展させるには、ポストコロナを見据えた、社会全体の「新しい生活様式」への対応やDXを強力に進める必要がある。

また、経営者の高齢化に伴う円滑な世代交代・事業承継に向けた積極的な支援や、円滑な資金供給の推進、企業間の不公正な取引の是正等下請取引の適正化などに取り組む必要がある。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 中小企業・小規模企業の事業承継支援や、新型コロナウイルス感染症等による深刻な影響からの経営改善・事業再生支援の強化、融資の返済猶予等も含めたアフターケア、下請取引適正化の推進
- 2 IoT等を活用した生産性の向上や人材育成、経営力の向上などに向けた施策の充実と予算の確保
- 3 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業、伴走型小規模事業者支援推進事業、小規模事業者持続的発展支援事業及び地方公共団体による小規模事業者支援推進事業等の充実と継続
- 4 消費税率引上げ後も円滑かつ適正な転嫁を確保するための対策及びインボイス制度の円滑な導入に向けての必要な支援の継続
- 5 農商工連携の推進や地域資源の活用のための支援措置の充実と継続
- 6 伝統的工芸品に関わる人材育成や技術の継承、海外展開に至る一貫型型の支援措置の充実
- 7 BCP（事業継続力強化計画）や経営革新計画の導入及び策定企業に対する支援措置の継続
- 8 高度化資金における償還猶予の弾力化
- 9 中小企業大学校北陸ブロック校の開設中止に伴う県内中小企業等への研修受講機会の充実及び旧建設候補地の有効活用に関する支援

---

## 51 創業・ベンチャーの支援について

(経済産業省)

---

コロナ禍で非常に厳しい経済情勢にある今こそ、次の時代の成長の種をまき、新しく力強くワクワクする稼げる産業や雇用が生まれるよう取組みを進めることが重要である。

本県では、起業数の伸び日本一を目指して「とやまベンチャービジネス支援協議会（仮称）」を立ち上げ、関係機関と連携し、創業・ベンチャー支援に取り組むこととしている。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 「J-Startup」地域版の充実など、ベンチャー支援に必要なスタートアップ・エコシステム構築への支援
- 2 スタートアップを支援する環境づくり（空き施設等を活用したコワーキングスペースの設置など）に対する支援制度の創設

## 52 環日本海・アジア地域・米国等との経済交流及び物流の活性化について

(経済産業省、国土交通省、外務省、日本貿易振興機構)

グローバル化が進展する中、県内企業が今後も活力を維持していくためには、環日本海諸国やアジア地域、米国などの成長エネルギーを取り込んでいくことが重要である。

については、環日本海・アジア地域、米国等との経済交流、物流の活性化が一層図られるよう、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 高品質な製品や先端技術を有する中小企業の海外進出や輸出促進、海外企業等とのマッチングに対する支援の充実
  - (1) 海外ミッション派遣事業の充実
  - (2) バイヤー招へい事業の拡充
  - (3) 国内での国際見本市開催への支援
  - (4) オンライン商談の開催など非対面・遠隔での海外展開への支援の充実
  
- 2 シベリア鉄道を活用したロシア・欧州への物流の活性化
  - (1) ロシア極東港における通関等の手続きの簡素化・迅速化、シベリア鉄道の定時性・速達性の向上や輸送コストの低減、円滑な輸送体制の確立等、シベリア鉄道を巡る環境改善への交渉の加速化
  - (2) 「シベリア鉄道による貨物輸送パイロット事業」の継続・拡充及び伏木富山港を活用する実証事業の実施並びにロシア極東航路の活性化に関する自治体の取組みに対する支援

## 53 デザインの振興について

(内閣官房、経済産業省、文部科学省)

本県では、ものづくりにおけるデザインの重要性に早くから着目し、1999年に県総合デザインセンターを設置して県内産業の商品開発等をデザイン面から支援するとともに、デザイン人材の育成、確保に取り組んでいる。

また、近年は多様な業種の人材が連携交流して新事業を創出する拠点「クリエイティブ・デザイン・ハブ」やVR技術の活用により効率的なデザイン検証を可能とする施設「バーチャルスタジオ」を県総合デザインセンター内に整備してきた。

さらに今年度は、ものづくり産業のDX化に対応した支援機能を拡充するため、高性能デジタル工作機器を新たに導入するなど、県内産業が時代の変化をチャンスと捉え積極的に挑戦出来る体制を整備することとしている。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 先端技術とデザインの融合による新商品開発・新事業創出に向けたスタートアップの調査研究や試作品製作などへの支援
- 2 産業振興を支えるデザイン人材の育成・確保に関する取り組みへの支援
- 3 デザインを活用した産業振興に必要な先端設備導入への支援

## 54 中心市街地と商店街の活性化について

(内閣府、経済産業省、国土交通省)

富山市及び高岡市では、国の認定を受けた第3期中心市街地活性化基本計画に基づく取組みが進められているが、現在の計画期間は令和4年3月までとされており、「まちの顔」としての中心市街地の魅力を創出するためには、活性化に向けた更なる取組みが必要である。

その他の県内各地域においても、個性的で賑わいのあるまちづくりへの取組みが進められている。

国においては、中心市街地や商店街の活性化に取り組まれているところであるが、県としても、引き続き、基礎自治体と連携し、地域住民等のニーズに沿った新たな需要を取り込む取組みを一層推進していく必要がある。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 富山市及び高岡市の基本計画について、計画の再認定や計画に掲げる商業活性化のための事業等への支援措置の継続及び充実
- 2 中心市街地や商店街の機能活性化や賑わい創出を図るための事業に必要な予算の確保・拡充及び早期の情報提供

## 55 富山きときと空港における航空ネットワークの充実と冬季就航率の向上について

(国土交通省)

富山きときと空港は、北陸・飛騨・信越地域の空の玄関口として、2つの国内定期路線（羽田・札幌）と4つの国際定期路線（ソウル・大連・上海・台北）によって各都市と結ばれ、環日本海・アジア交流の拠点空港としての機能充実と就航率の向上が期待されている。

こうしたなか、本空港の基幹路線である富山－羽田便については、北陸新幹線開業後、大変厳しい状況が続いており、1日4往復体制の維持に向けて、官民挙げた利用促進に取り組んでいるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者数が大幅に減少している。

当路線は、本県と全国・世界との交流、本県の未来創生を支える極めて重要な役割を担っており、北陸・富山への新たな旅客需要や羽田経由の国内外乗継需要を取り込みながら、便数維持や飛行時間短縮のための飛行経路の効率化を図ることが重要である。また、混雑空港等における地方空港の発着枠の確保等により地方都市間の路線新設に取り組む必要がある。

さらに、国際路線についても、運休が続いていることから、新規路線開拓やチャーター便の誘致を図ることにより、航空ネットワークの充実に取り組むことが本空港にとって極めて重要である。

加えて、本空港では、冬季において雪による視界不良等により欠航便が多数発生しており、更なる就航率向上への取組みが不可欠である。

については、次の事項について格段のご配慮を願いたい。

### 1 国内外の航空ネットワークの充実

- (1) 富山－羽田便の便数維持及び飛行経路の効率化等による利便性向上に向けた取組みへの支援
- (2) 関西・九州・沖縄などへの新規路線開設、国際路線の開設及び利用促進並びに格安航空会社（LCC）・リージョナルジェットの利用による航空ネットワーク充実に向けた取組みへの支援

### 2 冬季就航率の向上

現在、鋭意開発が進められているGPSを活用した新たな着陸誘導システム（GBAS）の開発促進と富山空港への早期導入

## 56 北陸新幹線の整備促進について

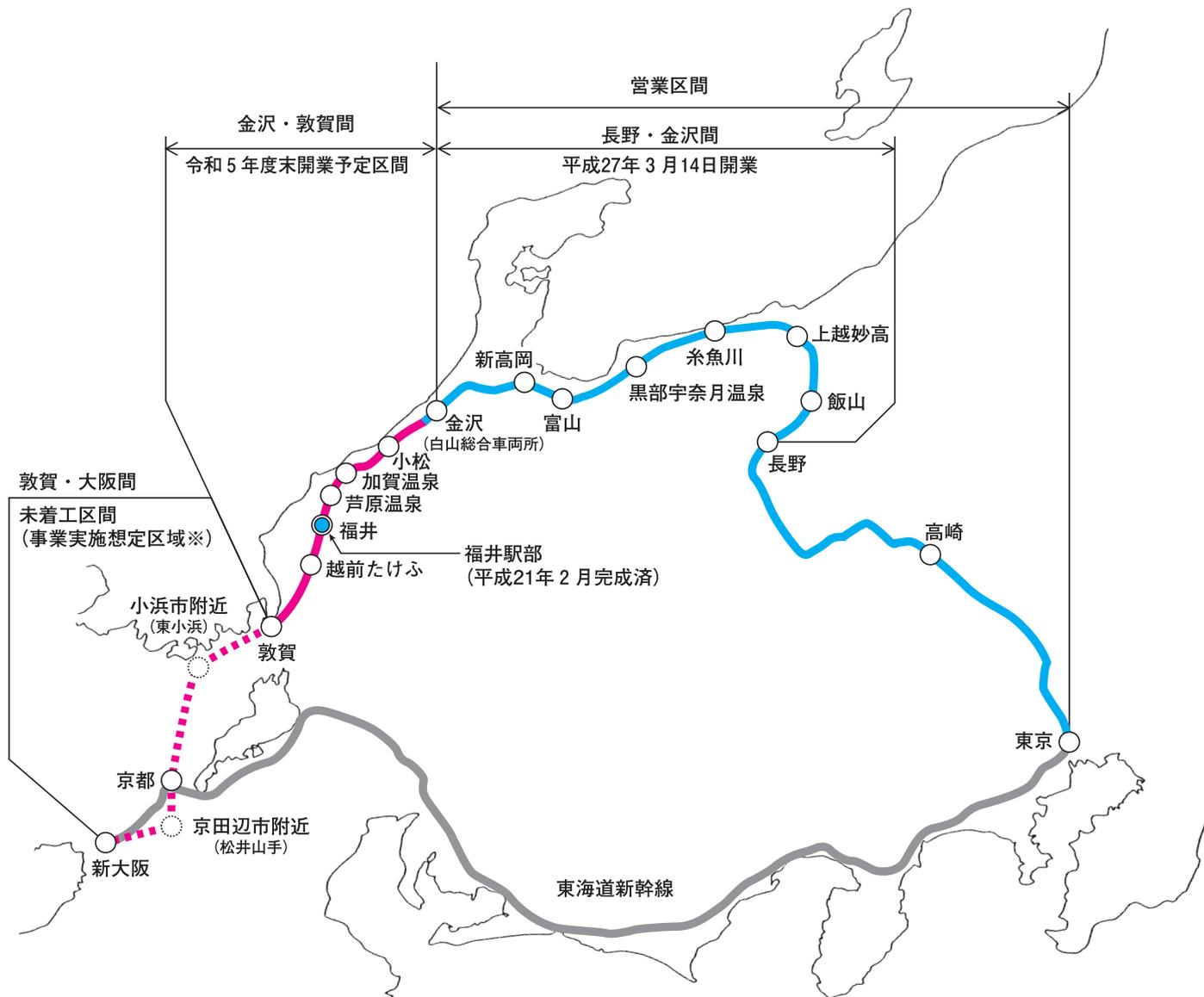
(国土交通省、財務省、総務省、鉄道建設・運輸施設整備支援機構)

北陸新幹線は、高速交通体系の中軸として国土の均衡ある発展に不可欠なものであり、沿線地域の飛躍的な発展を図るうえで極めて大きな効果をもたらすものである。

また、大規模災害時等においては東海道新幹線の代替補完機能を有するとともに、豪雪などの災害に強く信頼度の高い社会インフラでもあることから、日本海国土軸の形成に必要な不可欠な国家プロジェクトとして、大阪までの全線整備を早期に実現する必要がある。については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 現在建設中の金沢・敦賀間について、令和5年度末までの開業が確実に実現するよう最大限努力すること。  
また、関西・中京圏と北陸圏との間の円滑な流動性を図るため、敦賀駅等における乗換利便性の向上策を講じるほか、在来線特急の運行本数の維持・拡大とともに、「つるぎ」の延伸をはじめ、北陸新幹線の運行本数の確保・拡大など、関西・中京圏へのアクセス向上を図ること
- 2 敦賀・大阪間について、東海道新幹線の代替補完機能の確立による災害に強い国土づくり、広域観光や地方創生に資することから、環境アセスメントを速やかに進めるとともに、着工5条件の早期解決により、令和5年度当初には着工し、大阪までの早期全線整備を図ること
- 3 これらを実現するため、収支採算性に優れた北陸新幹線の事業費として、金沢・敦賀間の建設財源を十分に確保するとともに、敦賀・大阪間への着工を見据え、新幹線への公共事業費の大幅な拡充・重点配分、貸付料財源の最大限の確保（前倒し活用や算定期間の延長等）、既設新幹線譲渡収入や鉄道・運輸機構の特例業務勘定の利益剰余金の活用、必要に応じ財政投融资の活用等により必要な財源を確保され、整備スキームを見直すこと
- 4 地方負担については、沿線の地方自治体に過度の負担が生じないように、コスト縮減や国家プロジェクトにふさわしい十分な財政措置を講じること
- 5 「かがやき」については、定期列車が全列車停車とされた富山駅以外の新高岡駅等県内駅についても、流動頻度の高い時間帯等について、定期列車の停車や臨時列車の増便・停車となるよう、また、「はくたか」の臨時列車についても、黒部宇奈月温泉駅にも停車するよう、配慮いただきたいこと

# 「北陸新幹線」 駅・ルート図



※令和元年11月26日に鉄道・運輸機構が公表した環境影響評価方法書に示された概略の路線。

## 57 並行在来線への支援及び地域鉄道等の維持・活性化について

(国土交通省、総務省、財務省)

本県の並行在来線は、日常生活を支える重要な路線であるとともに、広域・幹線物流ネットワークを支える重要な役割を担っていることから、国の責任において、運営会社を支援し、経営の安定を図っていく必要がある。

また、その他の地域鉄道等についても、安全性・利便性の向上を図りながら、維持活性化していくことが極めて重要である。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 並行在来線を将来にわたって持続可能なものとするため、
  - (1) 大規模修繕・改良、車両更新等の支援に係る予算の確保、税制上の優遇措置の充実など、国の十分な支援による地方公共団体の負担軽減となる仕組みを確立すること
  - (2) JRから鉄道・運輸機構に支払われる貸付料には、JRが並行在来線を経営しないことによる赤字解消相当分も含まれていることなどから、並行在来線の維持確保の財源として活用を図ること。また、令和13年度以降の貨物調整金制度の見直しに適切に対応すること
- 2 県内の交通ネットワークの充実と利用促進を図るため、
  - (1) 並行在来線とJRとの乗継割引をはじめとする他の交通機関等との連携など利用促進策に対して支援すること
  - (2) 特急ひだ（富山～高山間）の増便や北陸新幹線との乗継割引など広域交通の利便性向上に係るJRとの協議に対する支援を行うこと
- 3 バリアフリー化や全国相互利用可能な交通ICカードの導入、城端線の増便、城端線・氷見線のLRT化検討など、公共交通事業者や沿線市の連携等による地域交通の利便性向上に資する取組みに対する支援を行うこと
- 4 安全輸送施設等の更新、除雪車両の導入など鉄道軌道の安全性向上に係る予算の確保、災害復旧に係る支援制度の拡充を図ること

## 58 地域におけるバス路線等の地域公共交通への支援の充実について

(国土交通省)

地域におけるバス路線等の地域公共交通は、県民や県外からの来訪者にとって重要な移動手段であり、人口減少や高齢化等も踏まえ、将来にわたり持続可能な交通サービスを維持・確保、充実していくことが重要である。

本県では、「富山県地域交通ビジョン」を策定し、「つかいやすく、わかりやすい、持続可能な」地域交通の実現に向けて、取組みを行っているところである。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響による減収に対する補助制度の構築や、ウィズ・アフター・ビヨンドコロナ時代の新しい生活様式確立に伴う公共交通機関の利用動向を見据えた、既存補助事業の拡充・補助要件の緩和など、公共交通事業者に対し十分な財政支援を行うこと
- 2 バス事業者の地域間幹線系統や地域内フィーダー系統に対する補助金等について、地域の実情に応じて必要なバス路線を適切に維持・確保できるよう、制度の充実と十分な予算確保を図ること  
また、制度の見直しにあたっては、地方の意見や実情を十分に踏まえた上で、見直しを行うこと
- 3 市町村等においてまちづくりと一体となったバス路線等の地域交通ネットワークの充実を図るため、地域公共交通計画等の策定に対する支援について、十分な予算確保を図ること
- 4 バス利用者の利便性向上のため、バリアフリー化やICTを活用した情報提供の取組みを推進する自治体等へ支援の充実を図ること
- 5 バス運転手不足の解消に向けた具体的な策を講じること
- 6 地域公共交通の維持・確保に資する、MaaSや自動運転等の新たな移動サービスについて、新技術の開発や導入・普及を推進するとともに、補助制度の充実を図ること

## 59 都市基盤整備の推進について

(国土交通省)

北陸新幹線開業効果を持続・深化させ、都市の活性化や個性豊かで魅力あるまちづくりなどにより地方創生を推進するため、特に富山駅での連続立体交差事業の加速化を図るなど、次の都市基盤の整備について格段の配慮を願いたい。

### 1 富山駅周辺の整備

#### (1) 富山駅付近連続立体交差事業の促進

富山地方鉄道本線、あいの風とやま鉄道線

#### (2) 駅周辺のアクセス道路等

(都) 牛島蛭川線、(都) 富山駅横断東線 ほか

### 2 街路の整備

#### (1) 公共交通を支援する道路の整備

(都) 戸出東西中央線 ほか

#### (2) 中心市街地の活性化を支援する道路の整備

(都) 総曲輪線 ほか

### 3 土地区画整理事業等の推進

#### (1) 中心市街地の良好な住環境の整備

黒部市三日市保育所周辺地区(土地区画整理事業)ほか

#### (2) 民間活力を活かした組合区画整理事業の推進

朝日町泊駅南地区

#### (3) まちの活力を維持・増進する中心拠点の整備

氷見地区(都市構造再編集集中支援事業) ほか

### 4 都市公園の整備

都市にうるおいとやすらぎを与え、災害時には避難地や防災拠点ともなる都市公園の整備

富山県総合運動公園、砺波チューリップ公園 ほか

## 富山駅周辺の整備

東から西を望む



富山駅北口



- 富山地方鉄道本線の高架化
- 駅周辺のアクセス道路の整備

## 都市計画道路 総曲輪線

整備前



整備後(整備済工区)



- 無電柱化により快適な歩行空間を確保
- 魅力ある都市景観の形成により、観光客の増加等、中心市街地活性化に寄与
- 災害時の電柱倒壊や電線切断などの危険性を除去

## 60 地方創生や国土強靱化に向けた道路整備の促進 について

(国土交通省)

道路は、県民生活や経済活動を支える基礎的な社会資本であり、安全・便利で快適な生活が営めるよう高規格道路から生活道路まで、体系的な道路整備を進めている。

本県では、観光振興、産業・地域活性化の取組みを加速し地方創生を実現させるとともに、頻発する災害を踏まえ、強靱な国土づくりを目指すうえでも、道路の整備促進に取り組んでいる。

については「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の計画的な執行に必要な予算・財源の総額を当初予算に別枠で安定的に確保し、次の事項について格段の配慮を願いたい。

### 1 高規格道路等の整備促進

#### (1) 能越自動車道

輪島市までの早期全線開通

地方の意見を踏まえた国等による一元的管理

福岡PAの活用など利用者の利便性向上対策

#### (2) 高規格道路

富山高山連絡道路（猪谷楡原道路、大沢野富山南道路）

富山外郭環状道路（豊田新屋立体、中島本郷立体）

高岡環状道路（六家立体、県道高岡環状線）

#### (3) 北陸と関東を結ぶ広域道路

中部縦貫自動車道、北アルプスゴールデンルート

#### (4) 東海北陸自動車道 城端SAのスマートIC化

#### (5) 一般国道、県道及び市町村道

国道8号（入善黒部バイパス、倶利伽羅防災）

国道415号（新庄川橋）

県道富山立山公園線（富立大橋） ほか

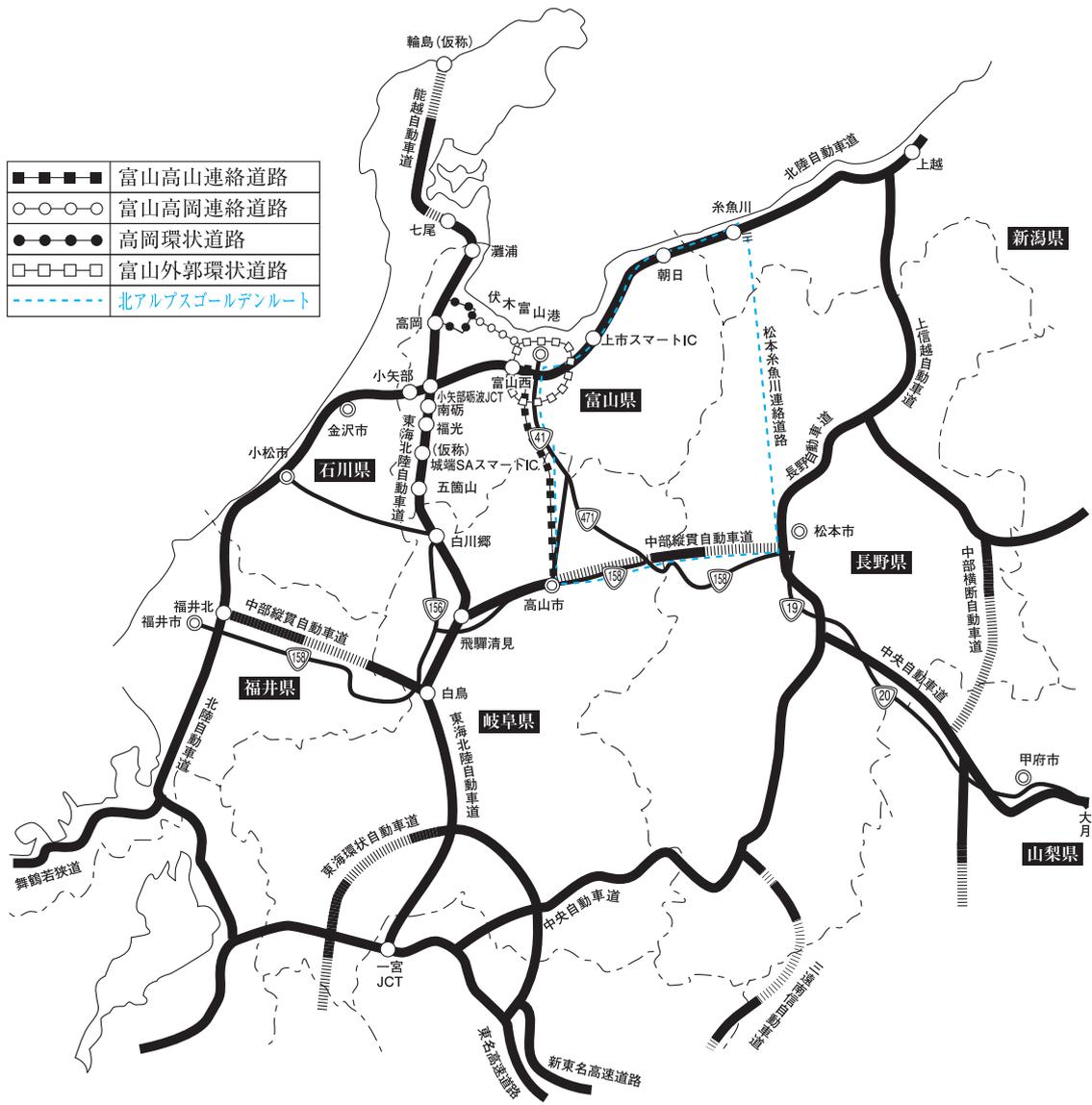
### 2 安全・安心のみちづくりの促進

#### (1) 通学路対策など交通安全施設の整備

#### (2) 落石、雪崩などに対する防災対策施設や県境道路等の整備

#### (3) 道路施設の老朽化対策等

#### (4) 十分な除雪予算の確保や除雪機械・消雪施設の更新等



富山外郭環状道路 豊田新屋立体  
(現道 (国道8号) 状況)



高岡環状道路 (県道高岡環状線)  
(現道状況)

## 61 東海北陸自動車道の全線四車線化について

(国土交通省、財務省)

本県は、日本海側の中心に位置し、北陸新幹線や高速道路、空港などにより各県、地域を結び、環日本海地域をはじめ世界をもつなぐ「北陸の十字路」である。この地理的な優位性を活かし、地域間の連携を強め、飛躍する富山の創造を目指している。

この実現には、南北に各県、地域を結ぶ東海北陸自動車道を全線四車線化し、日本海国土軸と太平洋新国土軸との連携を強化することが不可欠である。

これまでに付加車線の設置工事に加え、2区間の四車線化が事業化されたほか、昨年11月には、城端SAから福光ICまでの四車線化が完成した。

これらの整備に加え、残る県内区間及び飛驒トンネルに早期着手し、全線四車線化の実現に繋げていきたい。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

### 1 早期事業着手

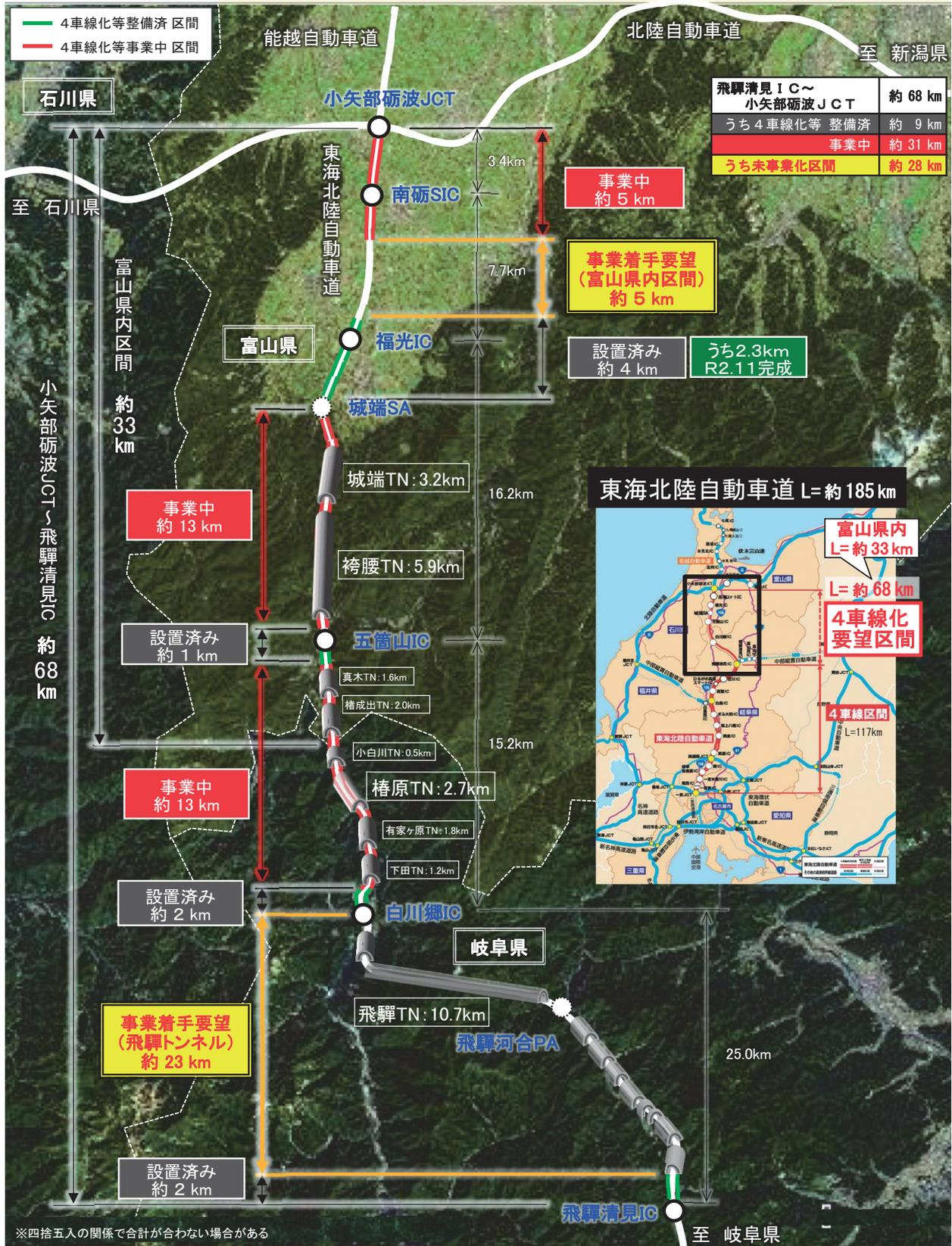
- ・ 福光IC～南砺スマートIC間
- ・ 飛驒清見IC～白川郷IC間

### 2 整備促進

- ・ 南砺スマートIC～小矢部砺波JCT間
- ・ 五箇山IC～城端SA間
- ・ 白川郷IC～五箇山IC間

# 東海北陸自動車道 飛驒清見IC～小矢部砺波JCT

令和元年9月10日「高速道路における安全・安心基本計画」4車線化の優先整備区間に飛驒清見IC～南砺SIC間64kmが選定



## 62 災害につよく強靱な県土づくりに向けた 防災・減災対策の推進について

(国土交通省、農林水産省、厚生労働省、経済産業省)

近年、気候変動の影響により自然災害が激甚化、頻発化しており、その一方で高度成長期を中心に整備された公共土木施設の老朽化が進展している。こうした中、本県では、災害から県民の生命と財産を守り、県のさらなる成長に繋げるため、治水・土砂災害対策やインフラの老朽化対策など「令和の公共インフラ・ニューディール政策」に取り組んでいる。

については、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の計画的な執行に必要な予算・財源の総額を当初予算に別枠で安定的に確保し、次の事項について格段の配慮を願いたい。

### 1 流域治水の推進

- |            |                     |
|------------|---------------------|
| (1) 河川改修事業 | 神通川(国直轄)、地久子川、鴨川 ほか |
| (2) 堰堤改良事業 | 和田川ダム ほか            |
| (3) 農地防災事業 | 国営附帯県営「庄川左岸地区」ほか    |
| (4) 下水道事業  | 蓮花寺東排水区、村木排水区 ほか    |

### 2 土砂災害対策等の推進

- |                |                      |
|----------------|----------------------|
| (1) 砂防事業       | 立山砂防(国直轄)、池川 ほか      |
| (2) 治山事業       | 常願寺川地区(国直轄)、上島地区 ほか  |
| (3) 地すべり対策事業   | 胡桃地区、石堤平尾地区、峰2期地区 ほか |
| (4) 急傾斜地崩壊対策事業 | 本江(2)地区 ほか           |

### 3 海岸保全対策の推進

- |           |                                     |
|-----------|-------------------------------------|
| 海岸侵食対策事業等 | 下新川海岸(国直轄)、富山海岸、<br>魚津港海岸、水橋漁港海岸 ほか |
|-----------|-------------------------------------|

### 4 地震・津波対策の推進

- |                                    |  |
|------------------------------------|--|
| (1) 海岸・港湾・漁港施設における地震・津波対策の整備推進     |  |
| (2) 橋梁の耐震化や緊急輸送道路となる道路ネットワーク等の整備推進 |  |

### 5 公共土木施設などの長寿命化・老朽化対策の推進

- 道路施設、港湾施設、河川管理施設、農業水利施設、水道施設、工業用水道施設などの長寿命化等の戦略的維持管理・更新の実施に対する支援

### 6 流木対策の推進

- |                           |  |
|---------------------------|--|
| 溪流等における流木対策施設の整備          |  |
| 神通川水系砂防(国直轄)、内生谷西沢、境地区 ほか |  |

集中豪雨による  
市街地の浸水被害



地久子川 [平成24年7月 高岡市]



魚津市街地 [平成25年8月]

令和元年台風19号による災害  
[令和元年10月朝日町]



笹川の護岸欠損

山腹崩壊による土砂災害  
[平成29年1月南砺市]



谷内谷

記録的集中豪雨(132mm/h)による  
土砂災害 [平成20年7月南砺市]



太谷川

高波(寄り回り波)による災害  
[平成20年2月入善町]



防波堤を乗り越える高波(芦崎)

## 63 利賀ダムの建設促進について

(国土交通省)

一級河川庄川では、昭和51年の台風17号や平成16年の台風23号による出水など幾度も洪水による大きな被害が発生しており、早期の治水対策が強く求められている。

このため、国による利賀ダムの建設が平成5年度から進められている。

利賀ダム建設事業については、国において、平成22年9月からダム事業の検証が行われた結果、平成28年8月に事業を継続するとの対応方針が決定されたところであり、将来、国道471号利賀バイパスの一部となる利賀トンネルなどの整備が進められており、令和3年度には、ダム本体着工に必要となる転流工に着手されるところである。

利賀ダムは、庄川水系河川整備基本方針に定められた150年に1回程度発生する洪水に対応できる治水安全度を確保するために計画されたものである。

また、沿川の全ての市長がダム本体の早期整備を強く要望しており、近年、集中豪雨等による災害が全国的に頻発していることから、極めて重要なものである。

については、災害につよく強靱な県土づくりを推進し、沿川住民の生命と財産や地域の安全を守るため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

事業執行の効率化やコスト縮減をより一層進め、総事業費の抑制に最大限努めるとともに、計画的かつ1日も早い完成を図ること

---

## 64 ダイオキシン類対策について

(国土交通省、環境省)

---

ダイオキシン類については、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれがあることから、環境汚染の実態把握や事業者への適正な監視・指導などの積極的かつ速やかな対応が必要となってきている。特に、ダイオキシン類に汚染された富岩運河等における改善対策の実施とその維持管理が必要である。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 公害防止対策事業の推進に必要な予算確保
- 2 大量のダイオキシン類汚染土を対象とした、安全で低コストな無害化処理技術の確立
- 3 覆砂、浚渫除去等による改善対策後の維持管理費の、「公害防止事業費事業者負担法」に基づく事業者負担の制度化
- 4 ダイオキシン類の迅速で低コストな測定法の開発のさらなる推進

## 65 「国際拠点港湾」伏木富山港の機能強化等について

(国土交通省)

日本海側の中心に位置する「国際拠点港湾」伏木富山港は、興隆する対岸諸国の経済発展等を我が国の成長に取り込む重要な役割を担うとともに、太平洋側港湾の代替機能としての強化が求められている。このため、環日本海地域をはじめ世界をもつなぐ「北陸の十字路」構想の実現に向け、本港のさらなる機能強化を図る必要がある。

また、今後、港湾施設の老朽化が進み、維持管理や更新費用の増大が見込まれるため、計画的・効率的な管理運営を図る必要がある。

さらに、新川地域の海上輸送拠点である魚津港の老朽化対策、運河整備による親水空間の創出や海岸整備による防災対策を推進する必要がある。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

### 1 「国際拠点港湾」伏木富山港の機能強化

#### ・新湊地区

中央岸壁（-14m）の整備・泊地増深、  
国際物流ターミナル北4号岸壁の延伸、  
西波除堤の老朽化対策、新港大橋の耐震対策、  
海王丸パーク・新湊大橋周辺の緑地整備

#### ・伏木地区

北防波堤の老朽化対策、臨港道路伏木外港1号線、  
外港緑地の整備、伏木港大橋の老朽化対策

#### ・富山地区

2号岸壁（-10m）の老朽化対策、  
富岩運河・住友運河の遊歩道整備

#### ・国有港湾施設の国の負担による維持管理 ほか

### 2 魚津港の老朽化対策の推進

#### ・岸壁等の老朽化対策

### 3 海岸整備の推進

#### ・伏木富山港海岸、魚津港海岸の海岸侵食対策 ほか



## 66 総合的な空き家対策の推進について

(国土交通省、総務省)

少子高齢化・人口減少社会の到来や景気の低迷等により空き家・空き建築物が増加してきており、県内全域において、景観・環境・防犯上の問題が懸念されている。

こうしたなか、平成27年5月には、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行され、県や市町村、民間関係団体が連携して、空き家や跡地の利活用、老朽危険空き家等に対する是正措置等の対策に取り組んでいるところである。

については、地方創生を実現する観点からも、引き続き、総合的な空き家対策を推進するため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

**空き家の利活用による移住など地域活性化、空き家の適正管理や除却を推進するため、国による税財政支援措置等の拡充・強化を図ること**

- (1) 空き家を利活用した移住などを促進するための市町村の取組みに必要な予算の確保
- (2) 空き家の活用・除却を促進するための固定資産税における住宅用地特例を適用除外とする基準の明確化
- (3) 所有者等が不明の特定空家等に対する措置への技術的・財政的な支援
- (4) 危険な状態が切迫している空き家に対する緊急安全措置（即時強制）への支援

## 67 「立山黒部」の高付加価値化の推進について

(国土交通省、内閣官房、環境省、農林水産省、総務省)

富山県では、「立山黒部」の持つ自然・歴史・文化・産業・防災といった多種多様な魅力をより一層磨き上げ、「立山黒部」を世界水準の「滞在型・体験型」の山岳観光地とするため、様々なプロジェクトを推進している。

また、60年来の課題であった「黒部ルート的一般開放・旅行商品化」については、関西電力株式会社と協定を締結し、新たな観光ルートの形成に向けた準備を進めている。

ついでには、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 関西電力黒部ルート、立山砂防、布橋灌頂会などの「防災・産業」、「歴史・文化」を素材とした観光商品化への支援
- 2 関西電力黒部ルート及びその周辺登山道における携帯電話不感エリア解消への支援
- 3 立山・美女平間の新たなアクセス手法の整備（必要な調査検討等を含む）に対する支援
- 4 称名滝を十分眺望でき、観光客の満足度を高めるための施設を国において整備
- 5 国立公園満喫プロジェクト2021年度以降の取組方針において示された「さらなる高みを目指した集中的な取組」の「立山黒部」での推進
- 6 国立公園と国有林の連携事業において重点地域に選定された「中部山岳国立公園」について、自然保護と利用の両立に向けた取組の推進
- 7 ICTを活用した旅行者の利便性向上等への支援
- 8 登山道の整備や英語表記、山岳トイレなどの整備・更新への支援

## 68 戦略的な観光地域づくりの推進について

(国土交通省、内閣官房、文部科学省)

本県では、平成27年3月の北陸新幹線開業以降、多くの観光地等で入込み数が増加するなど、その効果を生かした観光振興に取り組んできた。一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う国内外の観光需要の縮小により、県内観光も極めて甚大な影響を受けており、本県では、現在、需要回復に向けた取組みや関係事業者への切れ目のない支援に取り組んでいるところである。

今後とも、マイクロツーリズムの推進などウィズコロナからの観光の復興に取り組むとともに、高付加価値の観光コンテンツの創出や、北陸新幹線の敦賀延伸も踏まえた広域連携による誘客強化、デジタル技術を活用した観光需要の喚起を図っていくこととしている。

これらのアフターコロナを見据えた魅力ある観光地域づくりについて、登録DMOである（公社）とやま観光推進機構等と連携し、官民一体となって取組み、観光消費の増大と観光振興による地域経済の活性化を目指していく。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 裾野の広い観光産業の再活性化に向け、大規模かつ積極的な観光需要創出・消費喚起策の継続的な実施に加え、特に大きな損失を被っている観光関連事業者への手厚い経営支援
- 2 戦略的な観光地域づくりへの支援
  - (1) 地域資源の磨き上げなど官民一体となった観光地域づくりの取組みへの支援
  - (2) 富裕層など長期滞在や高単価の客層の誘致にもつながる、上質で利便性の高い受入環境整備への支援
  - (3) グローバル化や観光ニーズの多様化に対応できる人材育成への支援
- 3 国際観光旅客税の税収の一定割合を地方団体にとって自由度が高く、創意工夫が活かせる交付金等による地方への配分
- 4 観光立国に向けた意欲的な地方自治体の取組みに対する重点支援
- 5 文化財の観光資源としての活用への支援

## 69 国際・広域観光の振興について

(国土交通省、内閣官房)

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、外国人旅行者数は大きく減少し、県内観光も極めて甚大な影響を受けている中、本県では、観光事業者への切れ目のない支援に取り組んでいる。

また、新型コロナウイルス感染症の収束を見据え、地域の観光資源を活用したプロモーションや、北陸や中部山岳地域などを巡る広域的な取組み、利便性の向上を図るための受入環境整備を進めつつ、世界中に向け、本県の魅力的な観光資源を戦略的にアピールし、誘客促進に努めていくこととしている。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 各国・地域における新型コロナウイルス感染症の不安を払拭したうえでの戦略的な訪日プロモーションの実施
- 2 自治体やDMO、民間事業者等が連携して実施する広域周遊観光を促進する取組みや、オンラインツールを活用した調査分析・情報発信等に対する支援
- 3 訪日外国人旅行者がストレスなく快適に旅行するための多言語表記やトイレの洋式化、バリアフリー化、感染症対策等の受入環境整備への支援の拡充
- 4 クルーズ見本市への出展や海外船主招聘事業の拡大など海外へのクルーズ・プロモーションの強化
- 5 国際会議の誘致促進

## 70 循環型社会の形成に向けた廃棄物・リサイクル対策の推進について

(環境省、経済産業省、農林水産省、消費者庁)

本県では、昨年7月にスタートした国の全国一律の有料化義務化の参考とされた全国初の県内全域でのレジ袋の無料配布廃止をはじめ、G7 富山環境大臣会合で採択された「富山物質循環フレームワーク」を踏まえ、全国に先駆けた食品ロス削減のための商慣習見直しや食品ロス削減推進計画の策定、使い捨てプラスチック削減のための食品スーパーでの食品容器のノートレイ化やバイオマスプラスチック等の代替容器への転換促進など、循環型社会の形成に向けた施策をSDGsの理念にも沿った取組みとして重点的に推進してきた。

また、プラスチック資源循環促進に関する新たな制度の創設に向けた国の動きなども踏まえつつ、環境保全のフロントランナーとして3Rの拡大に今後とも取り組んでいきたい。

については、これらの施策を着実に推進するため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化に要する市町村の新たな事務負担に対する財政措置等の支援
- 2 プラスチック代替素材である紙やバイオマスプラスチック製容器の利用促進に向けた低コスト化の促進、研究・開発への支援
- 3 厚さや素材による例外のないレジ袋有料化の推進
- 4 食品ロス・食品廃棄物の削減に向けた国民運動の展開や商慣習の見直しに関する業界団体の積極的な取組みの促進、食品ロス削減推進計画に基づき実施する対策への支援
- 5 市町村等が3Rを総合的に推進するための廃棄物処理施設整備の財源の確保
- 6 PCB廃棄物の期限内の処理完了に向けた周知・啓発の徹底並びにPCB廃棄物の処理体制の整備促進及びPCB廃棄物処理に対する財政支援

## 71 カーボンニュートラルの実現に向けた 省エネルギー・再生可能エネルギー対策や 新エネルギー資源開発の推進について

(環境省、経済産業省、国土交通省)

本県では、2050年までにカーボンニュートラルを目指す「とやまゼロカーボン推進宣言」を昨年3月に宣言し、省エネルギーや再生可能エネルギー導入促進、森林整備等に取り組んでいる。

今後はこうした取組みに加え、グリーン分野での産学官連携の技術開発促進や企業の競争力強化に資する新たな事業を実施するとともに、県と市町村で構成する「ワンチームとやま」の連携推進項目として「ゼロカーボンシティ富山の実現」を掲げ、連携の基盤強化を図ることとしている。

また、新エネルギー資源の開発等について、官民が一体となって、水素ステーションの整備やFCV（燃料電池自動車）の普及に向け積極的に取り組んでいるほか、地熱発電について、開発調査を積極的に進めているところである。

さらに、日本海側の表層型メタンハイドレートについては、開発に向けた取組みを一層加速化させる必要がある。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 カーボンニュートラルに資する技術革新の促進及び地方自治体の取組みへの支援
- 2 環境に配慮した住宅やビル、自動車や産業用省エネ設備、エネルギー管理システムの導入促進など省エネルギーの普及に関する制度、支援の充実
- 3 地方自治体による地球温暖化対策を一層推進するため、公共施設の省エネルギー診断、再生可能エネルギー導入等への支援の継続
- 4 地熱資源開発に対する長期的な支援と技術開発の推進や、小水力発電に係る適正な買取価格の設定など、地域特性を活かした再生可能エネルギーの普及・導入促進に関する支援の充実や規制改革の推進
- 5 水素ステーションの設置と運営に係る補助制度の充実・継続や規制改革の着実な推進、水素サプライチェーンの構築を見据えた水素の利活用推進への支援の充実
- 6 FCV（燃料電池自動車）の普及に係る補助制度の充実と継続
- 7 日本海側（富山トラフなど）における表層型メタンハイドレートの資源量全体を把握するための調査の実施や回収・生産技術の開発の促進

## 72 環日本海地域の環境保全施策（漂着ごみ、生物多様性、PM2.5対策等）の推進について

（環境省、外務省、国土交通省）

日本・中国・韓国・ロシアが共同で北西太平洋の環境保全に取り組む北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）が採択され、その地域調整部（RCU）が本県と韓国釜山に共同設置されているほか、本県が設立した（公財）環日本海環境協力センター（NPEC）が特殊モニタリング・沿岸環境評価地域活動センター（CEARAC）に指定されている。

また、本県では、環日本海地域の地方自治体等と連携して、海岸生物調査、マイクロプラスチックを含む海岸漂着物の調査と発生抑制に向けた環境学習・啓発、環境関連情報の共有・発信などの国際環境協力事業に継続的に取り組むとともに、衛星画像解析による富山湾の藻場の生息状況等の調査を実施している。

さらに、PM2.5については、平成26年2月に本県初の注意喚起を実施しており、県内の監視体制や県民への情報提供の強化を図っているほか、その原因の一つとされる揮発性有機化合物の中国遼寧省における対策に技術協力しているところである。

については、環日本海地域の環境保全施策を一体的に推進するため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）地域調整部（RCU）富山事務所並びに地域活動センター（CEARAC）への支援の確保等
- 2 海洋ごみ、生物多様性、気候変動などの国際的な環境問題について環日本海地域の産学官が連携して実施する環境学習・啓発などの取組みへの支援と国における対策の充実
- 3 PM2.5による健康影響や発生実態などの科学的知見の充実と国民への適切な情報提供、国と地方の研究機関の連携による実態把握や対策に向けた調査研究の推進、関係国に対する発生源対策の促進の働きかけ
- 4 海岸漂着物等の発生抑制や回収処理に対する地方（海岸管理者、市町村等）への財政支援のための十分な予算の確保と充実

## 73 自然環境保全施策（国立公園の施設整備、野生鳥獣管理）の推進について

（環境省）

中部山岳国立公園の立山室堂や黒部峡谷櫛平など、国立公園の保護及び利用上重要な地域においては、老朽化した施設の改良や登山道等の再整備、外国人にも対応した案内看板等、国直轄事業や国交付金事業の活用により、施設整備を着実に実施する必要がある。

また、本県においては指定管理鳥獣（ニホンジカとイノシシ）の生息数の増加や生息域の拡大が進み、農林業や生活環境、自然環境への被害、イノシシのCSF（豚熱）感染が拡大しており、捕獲の強化が急務である。

県では、指定管理鳥獣捕獲等事業により、「富山県捕獲専門チーム」を設置し、専門的で効率的な捕獲や担い手育成に積極的に取り組んでおり、チーム数を計画的に増設するなど、捕獲体制の強化を図っている。

については、本県の優れた自然環境の保全と利用、野生鳥獣管理の推進を図るため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

### 1 中部山岳国立公園の整備の推進

#### (1) 国直轄事業

- ・歩くアルペンルート（千寿ヶ原弘法線）
- ・雷鳥沢休憩所（改修・噴石対策）
- ・大観台園地（園路、展望広場の再整備）

#### (2) 国交付金事業

- ・立山地区（弥陀ヶ原園地周遊歩道）
- ・薬師岳地区（折立太郎山線）
- ・櫛平地区（櫛平園地落石防護対策）

### 2 指定管理鳥獣捕獲等事業予算の確保

- ・計画策定や効果的捕獲、担い手の育成、CSF対策としての捕獲の強化などに必要な予算の十分な確保と補助率の維持

## 74 原子力防災対策の強化について

(環境省(原子力規制委員会、原子力規制庁)、内閣府、総務省、経済産業省)

本県では、万が一の原子力災害に備え、原発立地県や市町村、関係機関と連携しながら、原子力防災対策の一層の充実・強化に取り組んでいるところであり、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 原子力発電所の安全対策の徹底
  - (1) 福島第一原発事故を踏まえ、規制基準や法制度を絶えず見直していくなど、原発の安全確保対策の充実強化に不断に取り組むとともに、電力会社に対する指導・監督を徹底すること
  - (2) 原発敷地内の断層調査を含む安全審査や再稼働について、科学的な調査・分析、十分な検証等を行い総合的に判断し、その結果を住民等も理解し納得できるよう丁寧に説明すること
- 2 原子力防災対策の充実
  - (1) 屋内退避の期間や解除に係る考え方、家屋が倒壊した場合の対応などを原子力災害対策指針等に反映するなど、最新の知見等を踏まえ、継続的に原子力防災対策の充実に努めること
  - (2) 避難退域時検査の体制構築や、広域避難における関係自治体や関係機関との調整及び支援体制の構築、UPZ外の社会福祉施設等への避難における特例措置の制度化など、避難対策に万全を期すこと。また、感染症対策を踏まえた避難については、地方自治体の意見を取り入れた支援策の充実に努めること
  - (3) UPZ内の社会福祉施設における防護対策をより一層推進するため、屋内退避のための放射線防護対策や必要な資機材整備等を拡充すること
  - (4) 発災時の発電所の状況や避難情報の提供、安定ヨウ素剤の服用根拠の明確化や配備体制の整備、UPZ外の緊急時モニタリング体制の構築や屋内退避等に必要な防護措置、測定結果に基づく避難経路検討等原子力防災対策を一層充実すること
  - (5) 地方公共団体の原子力防災対策経費について、職員の人件費も含めた確実な財政措置や、UPZ内地方公共団体への新たな交付金などの財政支援を講ずること。また、原子力防災研修を国の責任において実施し、その内容を充実すること

